

第五十二回 参議院文教委員会會議録第二十四号

昭和四十一年六月二十三日(木曜日) 午前十時二十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君  
理事 北品 教良君  
久保 勘一君  
小林 武君  
鈴木 力君

委員

楠 正俊君  
近藤 鶴代君  
玉置 和郎君  
内藤善三郎君  
中上川アキ君  
中村喜四郎君  
山下 春江君  
吉江 勝保君  
秋山 長造君  
小野 明君  
龜田 得治君  
瀬谷 英行君  
柏原 ヤス君  
辻 武寿君  
林 塩君

國務大臣

國務大臣 安井 謙君

政府委員

總理府総務副長 細田 吉藏君  
内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 高柳 忠夫君  
文部政務次官 中野 文門君  
文部大臣官房長 赤石 清悦君

事務局側

文部省初等中等教育局長 齋藤 正君  
文部省社会教育局長 宮地 茂君  
文部省体育局長 西田 剛君  
常任委員会専門員 渡辺 猛君

説明員

文部省初等中等教育局初等教育課教科調査官 山口 康助君

参考人

作家 末富 東作君  
日本キリスト教団・職域伝道委員会主事 戸村 政博君  
大阪市立大学助教授 直木孝次郎君  
早稲田大学教授 根本 誠君  
歴史教育研究会主幹 平田 俊春君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○國民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりをいたします。

國民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として、作家末富東作君、日本キリスト教団・職域伝道委員会主事戸村政博君、大阪市立大学助教授直木孝次郎君、早稲田大学教授根本誠君、歴史教育研究会主幹平田俊春君の出席を求め、その意見を聴取すること

に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(二木謙吾君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(二木謙吾君) 速記を始めて。

○委員長(二木謙吾君) 國民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

なお、先ほどの御決定に基づき、参考人として、作家末富東作君、日本キリスト教団・職域伝道委員会主事戸村政博君、大阪市立大学助教授直木孝次郎君、早稲田大学教授根本誠君、歴史教育研究会主幹平田俊春君の御出席を願っております。

この際、委員会を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の皆さまには公私御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。本日は、目下、当委員会におきまして審査を進めております國民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案について、参考人の方々の御意見を承り、本案審査の参考にいたしたいと存じております。何とぞ忌憚なき御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

なお、議事の都合上、まず御意見をお一人十五分程度で順次お述べをいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと思っております。それでは、まず、末富参考人からお願いをいたします。

○参考人(末富東作君) 私は日本書紀の、いわゆる神武天皇即位の年の辛酉の年正月一日という考へ方は、これは聖徳太子によってでき上がったものだと思っております。と申しますの

は、これはもうすでに学界で認められていることであり、推古天皇の九年、辛酉の年から中國の讖緯説による一帯千二百六十年前の辛酉の年、これを神武紀元、神武天皇即位の年にきめたということ、これが推古天皇のときからさかのぼっていることですね。辛酉の年は、これは六十年目に一回回ってくるのでありますから、いつの辛酉の年であつてもかまわないわけなのであります。それを特に推古九年の辛酉の年、これを基準にして千二百六十年さかのぼつたということ。それから聖徳太子のときに日本で初めての歴史が編さんされた、したがつて、日本書紀はそのときに編さんされた日本歴史を材料にしてつくられたものに違いないと思つております。これは、したがつて、日本書紀編さんのときに創作されたものではない、こう言えると思つております。聖徳太子は、御承知のとおり、初めて獨立國として中國に對立されたお方であり、それ以前日本の天皇方は、雄略天皇にしても、仁徳天皇にしても、中國に對しては獨立國として對しておられない、中國に臣従しておられる、聖徳太子のときに初めて獨立國として日本は名のり出たのであります。そういう意味でありますから、これはなかなか重大なことだと思つて、もちろんこの年は今日の歴史学者の方々が言われるように、歴史的には事実ではない、歴史的には事実ではないけれども、そういう意図を持ってなされたものであるということ、これはよく考へなければならぬことだと思つております。

それから正月一日を即位の日にされたということ、これは特に正月一日を即位の日にされた。辛酉の年でありさえすれば、その年の三百六十五日のいつかでありさえすればさしつかえないのに、特に正月一日にされたということ、これは初めかか象徴的な意味があると思つております。聖徳太子は、初めからその日を獨立記念日の意味を持ってこしらえられたものに違いないのでありま

す。その辛酉の年の一月一日を、明治の初めに當時の新曆に換算いたしました二月十一日にしたという事は、これはちょっとおかしいのであります。ちよつとおかしいのであります。その後すでに七、八十年の歴史を持つていて、この終戦まで七、八十年の歴史を持つていて、この終戦から、その歴史事実を認めて、私は二月十一日を建国記念日とするに賛成なのであります。

大休こんなところでありました。

○委員長(二木謙吾君) 次に、戸村参考人にお願いたします。

○参考人(戸村政博君) 私たちは日本キリスト教団におきまして、数年来この紀元節を復活する傾向に對しまして、教団をあげまして反対の意見をたびたび表明し、また、同じ趣旨の各団体と連合の行動をとってまいりました。いま四つの点をあげてこの法案に對する反対の意見を述べたいと思つております。

第一は、これまでの歴史によつてみれば、紀元節が大日本帝國憲法の記念日その他の行事を通じて、軍國主義、あるいは超國家主義の宣伝のために利用されてまいりました事實は否定することができません。また、過去に自分の親族、あるいは縁故の者を戰場に送つた経験のある者にとりましては、この二月十一日という日は、この日に限つて総攻撃その他作戦上の一つのポイントとして利用され、多くの犠牲者を出した日として記憶せざるを得ない悲しい思い出の日であります。したがつて、今日これを復活いたしますことは、軍國主義の復活に連ならないと否定することはできません。これからの時代における戦争の悲惨さについては、いまさら言うまでもありません。私どもは、日本の國がこのような戦争に向かう世界の傾向に對して加担するのではなく、これに對して阻止する勢力として発言をし、行動をすることを心から願つております。

第二の点は、現行憲法の第九條にしろされてあります平和への意思を踏みにじる結果がこのこと

から起こつてくることを憂慮いたします。ある人々は、この平和憲法は押しつけられたものであるから無意味であるといふことを主張しようといふたします。けれども、私は今日の時点において、私たちの國民が、この平和憲法を守つていきたいと思います。これは、ただに日本の平和のためだけでなく、全世界の平和のために与えられた日本國民の高尚な課題であると信じております。すなわち私たちは軍備を持つことによつてでなしに、この憲法を守ることによつて世界の平和に貢献することのできる偉大なるチャンスを与えられて信じているのであります。

第三の点は、神社神道の一つの祭日であります日國民の祝日として法制化することによつて、憲法の第十九條及び二十條にしろされております國民の信教の自由、思想及び良心の自由が侵されることを憂慮いたします。御承知のように、人間の持つております要求の中で最も大なるものは自由であります。そして世界の歴史の中で思想と良心の自由が先がけて開かれたものは信教の自由であります。すなわち信教の自由こそあらゆる人間の持つて自由の根本であります。これは米國におきますピューリタンの歴史をひもとくまでもないこととあります。私たちはこの人類のとうとう犠牲の結果得られた自由を踏みにじり、これに逆行するような方向に私たちの國が導かれないうつて心から祈るものであります。

第四の点は、國民の祝日、建国記念日は、こぞつてこれを喜んで迎えることのできる日、また合意の上で決定することのできる日であるべきであると思つております。祝日法が多くの反対と、また混乱の中で強行されることに對しまして、國民は多くの不安と、また議會に對する不信を抱きかねないのであります。もしこれがそのまま國民の反対を考慮されることなく法制化されますならば、議會民主主義に對する不信にもなりかねないと思つております。私はこれからの世界は武力や腕力によつてものごとを解決するのではなく、話し合いによつて解決することこそ、これからの世界の特徴で

あると思つております。私たちキリスト教の伝道に従事しております者も、これまでの伝道の方法は、どちらかといふと、相手を説得して、いわばその考えを変えさせて、自分たちの宗旨に引き入れていくといふふうな傾向がなきにしもありませんでした。ところが、私たちは今日さういふ伝道の方法を変更いたしました。反省をいたしました。話し合いを通じて人間のほんとうの真理についてお互いが納得し合うことによつて私たちの宗旨を選んでもらいたいといふふうな態度に変わつてきておるのであります。すなわち話し合いこそ伝道の最も根本的な方策であるといふことを私たちも気づきかけておるのであります。私はこれが政治の世界においても、また同じく真理であること信じてみます。どうかこの祝日法の法制化をめぐつて、そのような意味でのあらゆる時代に對する逆行が起らないようにといふことを、私たちは心から祈つておるのであります。

○委員長(二木謙吾君) 次に、直木参考人にお願いたします。

○参考人(直木孝次郎君) 政府が國會に提出してあります國民の祝日に関する法律案の中の、建国記念日として二月十一日を國民の祝日とするという条項につきまして、私の専攻としております古代史學の立場から意見を申し述べます。

海音寺さんのお話にもありましたわけでありましたが、二月十一日というのは、言うまでもなく元節の紀元節の日でありまして、明治七年以來、終戦の年まで神武天皇が橿原で即位をしたという日となつておりました。しかし、今日、神武天皇の存在が疑わしい、まして二月十一日の即位というところが事實ではないといふことは學界の常識である、といふよりも、もはや國民の常識と云つていいと思つております。いまさら神武天皇即位の史実性、事實であるかどうかといふ問題について述べるのもどうかと思つておりますが、また、概略のところはすでに海音寺さんのお話にもございましたので、すけれども、私の話の順序として、簡単に最初にこれについて述べさせていただきます。

日本に初めて整つた歴史の編さんが行なわれたと言われますのは推古朝の時代でございますが、日本には中國から讖緯説という思想が伝わつておりました。これは十千十二支の組み合せのうちに、きのえね、すなわち甲子、あるいはかのことり、すなわち辛酉といふ年が大變化の起る年であるといふ一つの予言の學問、學説でございます。特に二十一年の辛酉の年に大變化が起るといふところから、推古天皇九年から六十年の二十一年の千二百六十年さかのぼつたところに神武天皇即位の年を置いたといふように考えられます。

推古九年をなぜ基準としたかといふと、推古天皇九年がこれが辛酉の年であります。で、推古朝といふのは、聖德太子が、冠位十二階が行なわれ、十七條の憲法がつくられるといふうにめざましい発展を遂げた時代でございますから、日本に初めて天皇があらわれるといふ大變化は、この推古朝から二十一年辛酉の年をさかのぼつた千二百六十年前でないならぬといふ考えのもとに神武即位が決定せられ、推古朝に、おそろく聖德太子あるいはその周辺の學者の考えによつて決定されたといふように思われるわけがあります。現在の西曆紀元で申しますと、神武即位は紀元前六六〇年、推古九年は紀元後六〇一年といふ、ちよつと千二百六十年の差となつております。神武即位の年をこのように机上の計算で算出したくらいでございますから、即位の日が正確に伝わつておつたといふようなことは全く考えられません。これも海音寺さんのお話にありましたとおり、日本書紀はこれを正月元日としておりますが、日本書紀より古い形を伝えております古事記にはさういふ日付は出ておりません。正月元日の神武天皇即位といふことも、やはり日本書記をつくつた人たちが机上で創作した、日本書記あるいはその前身となつた推古朝以來の歴史書をつくつた人たちが考え出したものと言わざるを得ないのであります。で、それだけではなく、明治の政府がこれを

太陽曆に換算して二月十一日としたことにつきましても問題がありまして、どのような計算で二月十一日という日に換算したのか、その根拠は示されておられません。古い曆を太陽曆に換算いたしましたためには、古い曆がどういふ種類の曆であるかということがわからなければ換算のしようもないのでございますが、推古朝以前の日本ではどのような曆が使われておったかという事はわかっておりません。それで、政府も初めは明治六年には二月二十九日を紀元節として神武天皇即位の日として祝い、明治七年から二月十一日に切りかえたというふうな事になっております。二月十一日は、ですから二重に根拠のない日、二重、三重に根拠のない日ということになります。

以上申しましたように、神武即位の年や日が不確かで、二月十一日が歴史学上無意味であるという事は、繰り返して申しますように、一般の常識であります。神武天皇そのものは実在の天皇であるという考えを持つ人が、なお一部にはおられるようであります。しかし、古事記と日本書紀によつて、神武天皇の経歴を見ますと、全く神話的存在であつて、実在の人とは思われません。まず、神武天皇の母はタマヨリヒメですが、それは海の神の娘である。神武天皇の父はウガヤフキアエズノミコトですが、その母は、やはり海の神の娘トヨタマヒメで、その本体は八尋のワニであつたと書いてあります。それが神武天皇の祖母であります。さらに、神武天皇の皇后であるホトタライスヌギヒメはどうかといふと、その父は美和の大物主神ですが、セヤダラヒメという女性に思いを寄せ、丹塗りの矢となつて、セヤダラヒメがかわやにはいつたとき、そのホトタライスヌギヒメである古事記に見えておられます。こういう女性に取り巻かれていた神武天皇は、まさに神話中の人物と言わざるを得ません。神武という名前にしても、奈良時代になつてからつけたもので、古事記や書紀では、カミヤマトイハレヒコノミコトと言つています。名前からしてカミで

あつて、歴史上に実在した天皇ではないのであります。

神武天皇は実在したかどうかは問題ではない、神話として伝えられていることが大切だといふ意見もあります。古代の人々の伝承を尊重せよといふ御意見もあります。しかし、神武天皇に關する伝説の主要な部分が広く民衆の間に信じられていたであらうか、はなはだ疑問であります。神武伝説のおもなところは、天皇が九州より出発して大和にはいり、ツチグモ、ヤソタケル、エウカシ、オトウカシ、ナガスネヒコなど、土地の豪族を平定して大和を占領し、皇位につくといふことで、血なまぐさい戦いの物語りでありまして、勝利をおさめた天皇家の人々や、大和朝廷の貴族の間では喜んで語られたかもしれませんが、広く民衆の間に信じられ、語り継がれていたとは思われません。おそろくこの説話は、天皇が日本を支配する由來を説明するために、天皇家の権力が高まつた五世紀以降においつくられ、主として朝廷の貴族の間で伝えられたものと考えられます。あるいは、それに新しい話をつけ加えていつたといふようにして、日本書紀あるいは古事記の形になつたと思われたい。一般に古事記、日本書紀の神話は、民間の説話を材料としていますが、それに手を加えて、天皇家の日本支配を理由づける物語に仕立て直してあるのが大部分で、古事記、日本書紀の神話そのものを、当時の国民が広く信じていたと考へるのは間違ひであります。一般に神話と申しますと民衆のものと考えられがちであります。古事記、日本書紀の神話について申しますと、残念ながらそうではないのであります。

ところで、このように神武天皇の存在を否定しますと、それではいつ日本の國が始まつたかといふことが問題になります。かつては神武紀元を六百年くらい短縮すればよいといわれていたこともありますが、それは明治時代の説で今日では通用しません。六、七百年短縮しても紀元一世紀ころで、考古学のほうで申しますと、弥生時代の中期、中国の歴史書である漢書や後漢書により

と、北九州だけでも数十の小さな國に分かれていた時代であります。國といつても實質は村ないし郡程度の小さい國が政治的にまとまつたといふにすぎません。三世紀に入ると、約三十の小國を統合して、邪馬台國といふ國が成立します。かなり政治体制が整い、王、大人、下戸、奴婢という階級も生まれていますが、女王の卑弥呼は、一鬼道を事とし、よく衆を惑わすといわれるように、呪術的、宗教的な性格の強い社會でありました。このころには古墳はまだつくられておりません。日本が古墳時代に入るのは、卑弥呼が死んでしばらくたつてから、三世紀末ないし四世紀初頭とされておりますが、古墳の築造には大きな努力を必要とするのでありまして、強力な権力者の成立を意味します。古墳はいまだこそ樹木におおわれ、のどかな外観を呈しておりますが、つくられたときは、多くは表面をコケ石で固めてありますから、緑の自然の中に岩山が頭をもたげて、あたりを威圧するという光景であつたと思われたい。古墳によつて支配者は自己の権力を誇示したのであります。

文獻のほうから申しますと、実在した最初の天皇は崇神天皇とする説が有力であります。古事記や書紀では第十代とされる天皇ですが、在位年代はほぼこのころ、つまり古墳成立期の三世紀末ないし四世紀初めと考えられます。日本における國家の成立は、このころとするのが穩当でありまして、書紀に伝える神武即位の年とは千年ほどの隔たりがあります。神武即位の日を建国の日とすることは、この点からも無意味と思われたい。しかし、今日の後國記念日の論議は、神武天皇の実在性とか、實際の建国の日との關係は問題ではないのであつて、建国の日をつくることによつて、建國の昔をしのぼうといふことのようにあります。しかし、それについては、天皇及び大和朝廷を中心とする古代の國家の成立を祝うことが、はたして今日の日本の國民にとつて意味があるかどうかといふことを考へてみなければなりません。古代の日本國家は、天皇を中心とする專制的

支配の行なわれていた國家でありました。民衆は政治的に全く無権利であり、経済的には土地を所有する権利もありませんでした。天皇と豪族だけが権力を持つていたのが、古代の國家であります。このような國家の成立を、いまさら祝う必要はないと思ひます。また、二月十一日といふ日は、かつての紀元節でありましたから、これを建國の記念の日とするのは、特に古代における天皇支配の成立を祝うことになりません。主権在民の憲法を持つ今日の日本の國民にとつて、このような日が國民の祝日としてふさわしいでありませうか。いま政府の提案している建國記念の日は、はつきり申しますならば、古代天皇制の記念日、あるいは古代の支配体制成立の記念日として意味があるにすぎません。憲法の最も大きな原則である人民主権の原則に正反對の日は、現在の日本國民の祝日としては適當ではありません。「大日本帝國八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」といふかつての國體はすでに變革されてあります。神武即位の日は、伝説にせよ、日本において天皇支配の成立したとされる日でありたい。この日に反感を持つ日本人も少なくないといふことを考へていただきたのであります。つまり、建國記念日を設けることによりまして、二月十一日をさういふ日にしますことによつて、天皇制批判がかえつて高まることになりかねない。そんな日を祝日にするのは、思想の自由の圧迫にもなりかねないおそれがあると思ひます。

現在、諸外國の建國記念日を見ましても、フランスの革命記念日、米國の獨立記念日、さういふ日が記念日になつておりますし、イタリヤやインドのやうな古い歴史を持つ國でありましても、第二次大戰後の新しい政治体制の生まれた日を建國の記念日としております。愛國心といふものは、現在われわれの生きてゐる、自分の生きてゐる社會を愛するといふところから養われるものでございまして、國民が無権利の状態に置かれていた古代國家の成立を羨らしのびましても養われるものではないと思ひます。

少し時間にせかれまして、早口でお聞き苦しかったかと思いますが、以上によりまして、私は政府提出の建国記念日の設置に反対する次第でございます。

○委員長(二木謙吾君) 次に、根本参考人にお願いたしました。

○参考人(根本誠君) 私は日本人であることを幸福に思います。皆様そう申し上げるとお笑いになるかも知れません。そうじゃない。私は皆さんと同じように日本人であり、日本の国民の一人である。したがって、祝日法案のような問題に對しまして私は人一倍に関心を持っておるものであります。残念なことには、私は弁士にお立ちになりました諸先生と学問の方向が違ひまして、中国史を専門にしております。そういう点で、あるいは皆様に十分御満足いただけるかどうかを危ぶみま

す。ただし、別な角度からまた別な結論が出るのではないかとも思います。

このたび政府において法案が提出され、それが強行審議に入り、そしてここにいろいろな問題が起つておる。これは私は国民の一人として非常に遺憾に思います。祝日というよりなものは、國民全体が喜んでそれを受け入れる、こういうことなればならぬと思ひます。私は前置きのようないや、やはりこういふ大事な問題、こういふ時間をずつとかけてきたもの、ある一つの法案、それが一時的であるというよりな場合には、恒久的なもの制定するといふような場合には、よほど議會あるいは政府、そういう方々が慎重な態度をとるべきであらうと、こう思ひのであります。

普通の考えでありますると、祝日が一日ふえる、こういふことによりまして、いや、これは休みが一つふえたと喜ぶかも知れません。レジャーを樂しむ現在の人たちは、たぶんそういうところないこうと思ひのであります。しかし、議會というよりなものは、いろいろな政党があり、政党の性格上からいろいろな問題が起り、是非の論が起つてくることは当然であります。いや、議會の

方だけでなく、一般の人々も考えるかも知れません。祝日が一日ふえる。けれども、それはホワイトカラーの連中の喜びである。日雇いの人たちは、一日休みがふえればそれだけ自分たちは給料をもらうことができぬのだ、そういうようなことを考へて、祝日のふえることを喜ばない方もあるのです。問題は、一つの問題がいろいろと解釈される、これはやむを得ないことでもあります。ただし、大事なことは、一つの問題がいろいろと解釈されながら、いろいろな角度で取り扱われながら、話し合ひの場において話し合ひながら、最後はめでたしと、こういって國民が受け入れてくれるような、そういうものであつてほしい。私は國民の一人としてそれを皆様に訴ふる次第であります。

なぜこういふふうな問題がこじれたか、こう申しますと、神武紀元節を政府がお出しになりました。そして、それに反対する方々は、いや、これは明治政府が制定したものであり、悪い印象をたくさんわれわれに呼び返すと、こういう点を非常に懸念されたのだと思ひのであります。もう一つの理由は、神武紀元節についていろいろな學問上の上から証拠が不十分である。いわゆる実証的な根拠が薄いと、これは私もそういふふうに感ずる一人であります。神武天皇実在か実在でないかといふことも問題であるが、同時に、二月の十一日にきめたといふことも問題である、しかし、神武天皇の実在といふようなことは伝説である。伝説を尊重すべきであると先ほどのお話もあつたようですが、そういう点では神武天皇を呼ばずして、そして二月十一日なら十一月と、こういふふうにいっていいんではないか。しかし、その二月十一日といふものが換算法によつたり、いろいろなテクニクにおいてそこがある。これは歴史家一般が認めるところ。したがつて、私としては、祝日といふものはわれわれが喜ぶべきものであり、設けてもらいたいという考へも持つておりますが、神武紀元節そのものを提出してくるというについては私もどうも納得で

きない。科学的のものがいいではないか。これは學者あるいはいろいろな知識人、そういう方によつて検討されて、もう一度審議のし直しをすべきではないか。急ぐべきではないと、こう思ひのであります。

私は中国史でありますから、日本の國が民族國家なら民族國家、國家の形態をとつたという時期を調べてみました。先ほど直木先生のお話があつたように、推古朝あたりから大体國家形態をとつてきている。そこらあたりからさかのぼりまして、神武天皇ではなしに十代、先ほども十代と出ましたが、十代目あたりの崇神天皇、この方についての古事記あるいは日本書紀に書かれていたものをみますと、いろいろな、完全なものとはいへませんが、まだ不安な、実証しきれぬところもあつた。日本の最初の國家が始まつた、こう言えるように思われます。そして、崇神天皇についていろいろの書かれていたのを見ますと、中国の最も理想的な王、周の文王といふようなものを頭に描きながらわが國の崇神天皇について書かれていた。こういふようなことが考證學者によつてわかつておるのであります。神武天皇については、やはり古事記、日本書紀に書かれておられますけれども、どうもそこら辺がはつきりしないばかりでなしに、中国の歴史と比較してみますと、かえつて、秦の始皇帝について頭に描きながらモディファイしておる。そういうような伝説の相違がある。で、神武天皇については、日本書紀のほうによりまして、ハックニシラスと書かれておる。そういうふうな書かれておるのであります。その文字の当て方が、先ほど申しましたように、秦の始皇帝のことを考へながら書かれておる。秦の始皇帝は秦政をしいた、中国の專制國家の最初の支配者であります。秦政をしいたタイラントであるといふことが一般に言われております。神武天皇の東征であるとか、勇武

な方だとか、そういうようなものを考へ、やはりこれはよい意味にとつてのことには相違ないが、神武といふような名前をおつけになつたところを見ますと、武勇にすぐれて最初に國を立てた方として何か相共通するところがあつてのよりに思われます。その名は古事記にはなくて、日本書紀のほうに、「始國天皇」と、さきの秦の始皇帝のよりのものをとつてきてモディファイしてあるかと思はれるのです。ところが、十代目の崇神天皇になりますと、日本の國家がどうもそこら辺から始まつたであらうといふ、いろいろな考古学的あるいは民族學的、そして伝説に對する歴史的な資料がそろつてきて、日本國家が始まつたとするならば、こらであると言へるのであります。そして十代目の崇神天皇あたりを考へますと、この崇神天皇も神武天皇と同じようにハックニシラスと、こう書かれております。が、その文字の当て方が、「初所知國天皇」として、中国の最も古い王朝の一つであり、その最初の理想の大王であるところの文王を考へながら書かれておるということが考へられるのです。文字の当て方が非常に文化的になつておる。そしてこのお名前、ハックニシラスといふものが國民から天皇に差し上げたといふことになつておるのであります。自分がつけたのではなく、國民に親しまれ、敬われて捧げられた。そしてこの二つのハックニシラスについてですが、元來、古代史といふものは古い時代に行けば行くほどいろいろな創作技術を必要とするものが一般です。神武天皇についてハックニシラスであり、崇神天皇についてハックニシラスである。同じようなハックニシラスとその文字の違いを考へますと、あのハックニシラスのほうに古いように考へられ、そのほうが史實的にほんものだと思はれるのです。それで神武天皇のほうの先に書かれておるハックニシラスは新しく創作されたものである。したがつて、私は神武紀元節といふものをまともに出してはならないと思ひます。いろいろな學問的問題があると思ひます。崇神天皇につきましては卒年がわかつております



さて、このような歴史意識と時間的意識に基づいて国史の編さんが起り、前に申した天皇記、国記が編さんされて、神武天皇の即位の年代が推定され、やがて日本書紀の紀年の基となったのであります。すなわち神武紀元は推古天皇九年辛酉正月一日、聖徳太子による日本の建国の日であるという事実の投影として構成されたものでありまして、歴史事実ではなく、また、その中に種々の矛盾を含んでおります。しかし、これをもとにして紀元を立てました日本書紀が勅撰の国史として行なわれるようになりますと、次第に神武紀元は神武天皇のとき以来の歴史事実であると信ぜられるようになり、日本の歴史の古さ、あるいは日本の歴史の優秀性を示すものと考えられ、奈良時代以来、長く日本人の歴史意識を高くむすに大きな役割りを果たしてまいりました。

特に近世末期に至り、国史、国学の研究が興るとともに盛んに用いられて、欧米のアジア侵略に対抗して、天皇を中心とする国家の体制を整え、日本の独立を守ろうとする運動の基盤となつて、王政復古、明治維新の一つの精神的原動力となり、さらに明治政府はこれをもとにして紀元節を制定し、その後、近代国家の建設に当たつた人々の国家意識の基盤ともなつたことはここに言うまでもありません。それが昭和に入り、日本のファッショ化、あるいは侵略戦争に利用せられたこともありました。それもまた今日となつては日本の民主化の発展を考へる上、一つの反省を与える日として回顧されてもいるわけでありまして、紀元節の復活を求め声の大きいのは、このような諸事実に基づく国民的感情のあらわれでありましよう。それは、神武紀元の起りの非歴史的性格にもかかわらず、わが国民の国家意識形成の上の祝日として、その存在を主張し得る理由を持つていて、思われましよう。しかし、それは紀元節として制定すべきものでありまして、歴史上の建国の日とするにはできないのであります。

以上のような理由により、私は紀元節は神武元年辛酉正月一日を記念する日であり、建国の日は推古九年辛酉正月一日を記念する日であるとすべきであると思ひます。両者ともにわが国民の国家意識の育成に大きなかかわりがある日でありまして、前者は神武創業の神話と長い国民感情を基とし、後者は聖徳太子による日本の国家建設という歴史事実を基とするものであります。ただいま問題となつておりますのは、紀元節の復活ではなくして、建国記念日でありますから、後者を基とするべきでありましよう。ところで、この推古天皇九年辛酉正月一日を新暦に換算いたしますと二月十一日となるのであります。これは紀元節の復活ではなくして、歴史事実に基づく新しい意味における日本の建国の日としてここにあらわれてきたものであります。これが神武紀元の日と一致しますのはふしぎなことでありまして、ここにも神武紀元が推古天皇九年辛酉正月一日の投影であるというところがあらわれていると思ひます。その日の意義の重大なことを感ぜずにはおられないのであります。

すなわち二月十一日を建国の日として、聖徳太子が倭国を日本に、倭王を天皇に、朝貢国を対等の国家としてわが国の体制を整え、国家の独立を完成された事実をしのぶことは、自主外交の強調されている今日の日本には最も適切であると考へるのであります。それとともに、日本書紀においてその日の投影として神武紀元が構成され、これがまた古くから日本人の国家意識の形成、あるいは近代国家の建設にプラスあるいはマイナスの役割りを果たしていることを回顧することは、今後のわが国の正しい発展を考へる上、またきわめて重要であると信ずるのであります。しからば、聖徳太子の建国の精神とは何かと申せば、それは和をもつて基とせよという平和主義を基本とし、あるいはまた、「それ大事はひとり定むべからず、必ず衆とともに論ぜよ」という衆議政治の精神であります。今日の平和の基礎、民主政治の原理が、実に聖徳太子が日本という国家を建設せられた当初すでに決定せられておる、われわれは今日、二月十一日の日を建国の日としてこれをしのぶということは、建国記念日の制定の上にも重大である。このような点から申しまして、私は今日、日本の建国記念日を制定するには二月十一日は適切な日はない、いな、歴史的にいうならば、この日を除いては絶対にあり得ないということを主張するものであります。

委員長(二木謙吾君) 以上で参考人からの意見聴取は終わりました。ただいまの御意見に対し質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○龜田得治君 末富さんにちよつと一言だけお尋ねしますが、神武紀元についてのいままで言われていることはこれは事実じゃない、そういうことはあなた自身も認めになり……

○参考人(末富東作君) 事実でないというより、事実であるかどうかということにはわからない、ないという説がありますね。その説のほうに大いに理解がある、そういうふうな考へておられます。

○龜田得治君 で、それにもかかわらず、やはり二月十一日ではないんだ、建国記念日の日を……

○参考人(末富東作君) 二月十一日ではありませぬよ。

○龜田得治君 私の言うのを最後まで聞いてください。私のお聞きしたいのは、建国記念の日をどうするかということについての考へ方はたくさんあるわけですね、いま国民の中に、二月十一日がいい、その理由づけもいろいろかかっているように思ふ。きょうはお二人の意見を聞きましたが、二人ともやはり若干違ふ。また、それに反対されている方の御意見もきょうは三人聞きました。おのおの違ふ、で、いずれにしても国民の祝いの日をきめるのですから、あれがいい、これがいいと、騒然としたような状態の中で、一方的にきめられていく、そういうことは私はよくないことだ、こう思ふんですが、その点についてのお考へを承つておきたい。

○参考人(末富東作君) ちよつと申し上げますがおきめになるのはあなたの方でありまして、われわれは御参考までにわれわれの考へをいろいろ申したただけのことです。

○委員長(二木謙吾君) ちよつと申し上げますが、御発言の場合は拳手をお願いいたします。私が指名いたします。

○龜田得治君 きめるのはわれわれがきめるわけですが、きめるについての参考の意見を聞いていろいろ錯綜している中で、一方的にどれか一つだけ選んできめていく、これではお祝いの日にふさわしくないのじゃないか、私は二月十一日にきめるにしても五月三日にきめるにしても、どの日をとるにしても、そういうやり方でお祝いの日をきめるしかたというのは間違っているのではないかと、それをどういふふうに見ておられるか、その点を聞いたわけですが……

○参考人(末富東作君) それはあなたの方の問題じゃありませんか。私はただ自分の意見を申し上げただけのことです。ぜひこうしろと申しあげたわけではない、これが適当だろうという私の意見を申し上げただけであります。

○龜田得治君 まあ質問に対する答えがなければよろしいです。

平田先生にちよつとお伺ひします。あなたの御意見はよくそれなりに拝聴いたしました。いずれにしても、いまと同じことですが、意見がいろいろあるわけですね。これはやはり納得のいくような状態では、みんながおよそ納得がいくような状態できめられる、お祝いの日ですから。そういうのでなきやいかぬだろうと思ふんです。賛成、反対、非常にこれは強いですね。だから、そういう点についてはどういふふうにお考へですか。それは皆さんのきめることで、私はそんなこと答へない、末富さんはそうおっしゃるわけだが、そういう点についての何かお考へを持っておられれば聞かせてもらいたい。

○参考人(平田俊吾君) 私はそういうふうな形できめられるのが、いま申しました聖徳太子の精神である。それでそういうふうなきめていただくために資料を提供したわけでありまして、今日までどうして議論がきまらなかつたかという、やは



八岐大蛇退治の中に入っております。それが材料とはなっておりますが、八岐大蛇を退治した結果、素戔嗚尊はどうしたかという、大蛇の体の中から出てきた天叢雲剣を天照大神にささげるといふことで話が終つております。つまり民間信仰を、素戔嗚尊を出雲地方の祖神と考えていい神だと思ひますが、その素戔嗚尊が天照大神に忠誠を誓ふという話につくり変えてしまつてゐるわけでございます。しかし、それにしましても、出雲神話なんかにかなり民間伝承としてよく残つてゐるわけでございますけれども、神武天皇に關するものは、これは何といひましても、日本の初代と伝えられておる天皇にまつわる神話でございますから、政治的な作為が非常に多い、単なるおとぎ話的なものではないとせん。それから推古天皇の時代についてのお話もございましたが、推古天皇の十七條憲法の中には、衆議をもつて決せよと、よくあげつらつて決せよといふこともござい

らかなところから建国記念日を採用したらよろしいといふふうにお考えなのか、あなた自身の考へる何日でもつけようなんです。これは率直に参考として私はお聞きしたいのですが、神武といふ大昔の話はどうかやお話によると落第のようです。しからば、ある程度明確になつた聖徳太子の時代でも何でもいいのですが、根拠があると思はれば、この程度、このくらいの時代のこゝろいう日がよろしいといふものを一つお示しいただきたいと思ひます。

をたたき合つてそれをきめていくといふようなことに持つていつていただきたい、こゝろいうふうに思ひます。

天皇制にながつてゐるのじゃなからるか。ですから一方が民間の伝承であり、他方は多分に政治的な色彩が加つた、こゝろいう断定をされる何か特別な根拠がおありなんですか。

ます、有名な第三條は、「詔を承れば必ず謹め」、詔必謹、戦争中いやになるほど聞かされたことばが第三條に出てきております。「天に二日なく、地に二君なし、率土の兆民、王をもつて主となす」といふような文句も出てきます。一君万民の思想、天皇制の強調といふことは、十七條憲法の非常に大きな中心思想をなしております。そ

ういふような時代に回顧せられておる神武神話でございますから、いま申しましたような政治的な意識で統一が行なわれておるといふふうに申していいかと思ひます。

の崇神天皇時代、そして日にちの問題につきましても、先ほど平田先生がお話しになつたように、古代においては正月元旦が即位の日になつておつた、こゝろいうようなこと、これを太陽曆に換算しますと二月十一日になる。崇神天皇につきましても、即位はやはりそのころに當たるのであります。非常に接近した日にちにはなつております。

へびから取り出した剣を天照大神に捧げるといふ点において作爲をしておつて、民族の英雄、民間説話の英雄ともいふべき素戔嗚尊が天照大神の家来になるといふ形になつておるのは、民間説話をのままだではなくて、それは大和朝廷の貴族によつて支配者の立場からつくりかえたのである。出雲神話においてもさういふつくりかえがなされておる。そゝろいふことで神武天皇の話は、終始主役が神武天皇でありまして、それだけに支配者の側からの作爲が多いと考へざるを得ないと、こゝろい

○瀬谷英行君 根本参考人にお伺ひしますが、いまお話によりまして、明治に入つてからきめられたこの紀元節といふのは適當ではないといふお話がございましたが、大体、建国記念日をきめるにあつて、これは建国なんでありまして、日本といふ國の形態をなしたときがある程度明確でないと思ひます、こゝろいふ気がするわけでありまして、その意味で、古代の歴史からとるといふことがは

たして妥當であるかどうか。もしとるとすれば、どの程度までさかのぼつて、どの程度の史実の明

○内藤三郎君 先ほどと民族の神話の話が出ましたが、やはり私は神話といふものは民族の感情といふもの、その當時における祖先の人々の心の中にあるものが出たと、この点はあなたもお認めになつたようですが、その中で、先ほど伺つたときに、たとえば八岐大蛇、白ウサギの話も私はあると思ひます。八岐大蛇の話は民間の伝承だつた、それで神武天皇のほうは民間の伝承じゃなく

○内藤三郎君 これはいづれにしても神話のことですから、それをこゝろだといふ話、あなたの断定を下されるのは、私少し行き過ぎじゃなからうか、それは一つの御意見として承つておきますが、八岐大蛇の伝説にいたしましたも、あの當時の出雲の豪族が出雲を平定したのだ。そゝろして天

題をあため、しかる後に提出し、お互いが手

をたたく合つてそれをきめていくといふようなことに持つていつていただきたい、こゝろいうふう

○参考人(根本誠君) 私が先ほど申しましたことばが足りなかつたかと思ひますが、歴史的に見ますと、先ほどもちよつと申したのでありますが、十代の崇神天皇あたりですと、その物語の中にいろいろな史実が出てくるのです。租税の問題が出てきます。八咫鏡を等縫村に移してゐるとかといふ具体的な歴史的な史実が出てまいります。ことに大きな問題は、四道將軍を地方に派遣してゐる。こゝろいうところでは初期の國家形態——崇神天皇のときにあたりもまたできていたのではないかと、こゝろまた言われるかもしれません。遡及していけば先ほどの神武天皇のあたりまで突き当たつてしまふのですが、歴史的な史実として、あるいは証憑として學者が承認することが出来るのは、どうも十代の崇神天皇時代、そして日にちの問題につきましても、先ほど平田先生がお話しになつたように、古代においては正月元旦が即位の日になつておつた、こゝろいうようなこと、これを太陽曆に換算しますと二月十一日になる。崇神天皇につきましても、即位はやはりそのころに當たるのであります。非常に接近した日にちにはなつております。

○参考人(直木孝次郎君) 私の推定の部分もござい

限大神に統一されたのだというような解釈をする人もあるわけですから。そこで、確かに神話には、私は民族感情とか、その当時の何か国民的な願いが入っていると思う。これは先ほど平田先生からもお述べになったのですが、確かに聖徳太子のときの辛酉の年というのは革命の年であり、それから起算したのだというお話、私たいへんこともとだと思ふ。そうしますれば、そういう民族感情というものが当時あったことは事実だ。日本書紀をつくったときにあったことは事実なんです。私はそれはやはりとうとう国民感情じゃないかろうか、それが民族の伝承となつてあらわれたのではなからうかと思ふのですが、この点はどういふふうにお考えですか。

○参考人(直木孝次郎君) それを民族感情と判断される根拠を、私のほうから伺いたいと思ひます。辛酉革命の思想というものは、いわば当時の推古朝の最も先端的な思想でありまして、それを知つておつたのは最上層の知識階級、当時の知識階級は支配階級と共通でございますから、そういう支配階級の間の知識でございます。まして、それから考え出したものですから、決して民間信仰でもなければ、民族思想でもございません。

○内藤三郎君 それはあなたの御意見として承つておきますが、それから次に、こういう話が出ました。諸外国では建国記念日は確かに革命記念日が多いことも事実でございます。私はそれと日本の場合は違ふのじゃなからうか、日本の国といふものは、ともかく皇室が百代続いたか、その代敷までは正確でないにしても、えんえんと今日まで続いたことは、これは事実なんです。そこで西洋の場合には、フランスの場合にもイギリスの場合にも、王さまが殺されて、そして民衆が権力を確保した。こういうことは史実に明らかなんです。だから、それをとつて建国の記念日にされたという事は私はわかると思ふ。ところがわが国では、幸いにそういうことはなくて、天皇がほんとうに君民一体の政治を行つてきた、それが証拠には、百何十代続いたことはこれは事実なんです。

で、この点は私は西洋の建国記念日と日本の建国記念日は根本的に違ふことだ、ですから建国記念日を定めるにあつては、やはり日本の歴史と伝統というものを尊重しなければならぬと思ふのですが、この点は直木先生どうですか。

○参考人(直木孝次郎君) そういう点におきましては、日本は確かに、少くとも推古天皇あたりから天皇家の歴史というものは、血統的にはかなりあつていけるので、推古天皇のほうも少し前あたりになるといろいろ説がありまして、はたして天皇が万世一系であるかどうかが問題があります。まず推古天皇あたりから続いていると考へてよいと思ひます。しかし、そのことと君民一体の政治が行なわれてきたことは別問題でございます。政治の実際からだんだんと遠ざかつてきておる。天皇が政治の実際から遠ざかつてきておる。無事に天皇の血統を今日まで伝へたということでございます。ですから君民一体の政治が行なわれたという事は、すつと行なわれてきたという事は歴史的に見て事実ではございません。それから推古天皇から奈良時代にかけての間も、はたして君民一体の政治が行なわれたかといふと、これは歴史学のほうから申しますと、やはりそうではないと言わざるを得ないのです。先ほど聖徳太子の十七条憲法の話も申しましたが、十七条憲法についても疑問がございますが、まずあの七世紀の政治思想を、支配貴族たちの政治思想をかなりあらわしておるという点は言えると思ひますが、「詔を承れば必ず謹め」、問答無用だといふような態度で政治が指導されておりました。はたして君民一体の政治といえるかどうか。それから先ほどちよつと、私、時間になつてしまつて、私権がなかつたといふことを申しましたが、全然奈良時代ないし推古朝の人民に私権がなかつたのはございせんが、一番、当時主要な財産であるのは土地であります。農業中心の時代でありますから土地であります。その土地に対する農民の私権といふものは存在しなかつた、

むろん政治にタッチする権利もなかつた。日本書紀なら日本書紀の記載が確実になりますのは、大天武、持統朝、つまり奈良時代の直前の時代からとなつておりますが、あのあたりから奈良時代の歴史書である「続日本紀」を見ますと、えんえんと浮浪、逃亡、飢饉による死亡ということが相次いで出てきております。そういうふうなわけが天皇親政の時代にさういふ状況であつたということも考へますと、君民一体の政治——君臣は問題かもしれないが、君民一体の政治が行なわれておつたといふふうには、これは歴史学の上から申しますと考へられないわけでございます。

それから、日本には革命などがなかつたといふ、天皇家を転覆するやうな革命がなかつたので云々といふ御質問がございましたが、しかし、私がお先ほど申し上げましたように、日本の国体、何をもちて国体とするか、これも議論があるかと思ひますが、やはり天皇が日本の政治の中心である、天皇主権ということが日本の国体——いわゆる戦前に言われておつた国体だと思ひますが、それがすでに変つておるわけでありまして、天皇家は続いておりますが、日本の国体は一番肝心な部分は組織が變つてしまつておる。そういう時代に、すでに政治的な意義がすつかり變つてしまつた初代の天皇の即位の日と伝えられる日を建国記念日とすることは意味がない、むしろ悪い影響が考へられる、こういうふうにお考へるわけでございます。

○内藤三郎君 イギリスでは「統治して治せず」といふことわざがありますが、私が、日本の国の天皇はさすがに統治して治せずだ、だからいまあなたが先ほどお話しのように、天皇支配の体制だとおっしゃつたけれども、私はさう思つていないのです。天皇はむしろ徳をもつて立てられた、仁徳天皇のお話もございせんが、徳をもつておやりになつたのだと、ですから、ある意味では非常に長く続いたとも言えるのです。そういうことを考へますと、私は天皇主権といふことは、非常に観念的、抽象的に使われているわけですよ。あなたのお話のように、天皇といふものが政治の実権を握つたといふことは非常な例外の場合だけで、大部分はだれかが代行しておるわけです。さう考へてくると、私はいまの憲法でも、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴といふことで堂々たる天皇の地位は確立しているわけですね。だから、私は国体が変わつたと思つていない。確かに主権在民なことはそのとおり、これは民主政治となつたことなんで、封建時代はやっぱり徳川の大名がやつておつた、そういうものだと思う。政治の実権といふものは、だから、日本の国体は私が変わつたと思つていない。したがつて、天皇家と関係があるからこれははなはだ非民主的だ、こういう結論を出されるのは少しいかかと思ひますが、どうでしょうか。

○参考人(直木孝次郎君) いまの御質問の方の御意見を私が承つて、どういふ点について返答したいのかちよつと困るのですが、私の御返答に当たる部分は、繰り返した述べたと思ひますが、その例に出されませんでした。女王の誕生日は建国記念日はございせん。日本におきましては、私は何も現在の天皇の誕生日を国民の祝日からはずせといふことは全然申してもおりません。考へてもおりません。やはりこれは憲法において国民統合の象徴という地位にある方でございますから、これに対して国民が敬意を表するということは当然のことであらうかと思ひます。しかし、それは現在生きておられる方についてさうであつて、私どもも、私の父親はすでにおりませんが、母親の誕生日は祝います。これは死んだ父親の誕生日あるいはさらにその先祖の誕生日までは一々祝いはいたしません。私はさういふふうにお考へております。

○内藤三郎君 私がお尋ねしたのは、主権在民になつたのだといふことと、天皇家が続いております。日本の象徴であるといふことは、これは昔もいまも変わりはなないのじゃなからうか、実際、天皇

の権力をだれかが実行するわけです。たとえば、徳川將軍が実行するなり、あるいは總理大臣がおやりになるなりして、大部分は、大体は天皇がまかせになってきたと思うのです。ですから、ただ主権在民という民主主義の原理になりますと、これは選挙制度、選挙ということが当然行なわれるわけです。だからこの点は私は、いまあなた方が困体が非常に変わったというふうにおっしゃったが、私は歴史的事実を見ると、そんなに変わっていないんじゃないかというふうにお尋ねした。

○参考人(直木孝次郎君) これは明治の大日本帝國憲法とそれから現在の憲法とをお読み比べれば、私がここで論ずるのはかえっておかしいので、その専門家の方たちはばかりでこの委員会が構成されておるものと存じます。それは明治憲法におきましても、天皇は実際に政權を自分で動かすということとはほとんどなかったと言っていると思いますが、しかし国家権力の根源は天皇から流れ出しておる、そういうことで政治が行なわれ、至るところでそのためのいろいろなこれは明治初年の列強に日本が圧迫をこうむっておる時には、むしろ悪い点はばかりなくて、それはやはり明治の一種の歴史的必然として明治天皇制が生まれたものだとは思いますが、それに対するいろいろな弊害というものが同時に起こってききました。その反省として、明治天皇中心の政治体制を改めまして、国民主権ということに切りかわったのでありまして、これを困体は変わっていない、昔も今も同じだとおっしゃるのであれば、私はそれに對して、私は違ひ、それは考えないということしか申し上げようと思いません。

○内藤藩三郎君 最後でございますが、最近、東大の名譽教授の坂本太郎さんがおっしゃっているのに、戦後の歴史教育というものは、科学性を強調するあまり、史実は教えているが、歴史を貫く精神に欠けておると、こういうことをおっしゃっているのですが、これについて先生はどういうお考えをお持ちですか。

○参考人(直木孝次郎君) それはやはり現在の学校教育のやり方、これは文部省の關係の方がいらっしゃるればお考え願いたいと思っておりますが、やはり学校教育のあり方、それからこれは私も大学の員でございますから、反省を要するわけでございますが、大学入試のやり方、こういうたものにはやはり反省すべき点があるのではないかと、特にこのごろよく聞きます学力のテストの問題、それと結びつきたいいわゆる勤評、勤務成績評定の問題、そのために歴史の上のたとえば日本における民主主義の伝統の精神、そういうたものについて、もはや学校の先生方は教えることがなくて、マル・バツ、Aと問われたらBと答えよというよりなこと、そして学力テストの成績を上げるための補習講座、高等学校、大学の入試成績を上げるための補習講義、こういうものに迫られているところに最大の原因があると思えます。

○内藤藩三郎君 これ終わりますが、私はこれは平山先生にお伺いしたいのですが、とにかく明治以来八十年、二月十一日でお祝いしてきたわけですが、それは私は明治維新というものは、やはり日本の近世國家の發展において非常に大きな役割りを果たしたと思う。先ほどお述べになった聖徳太子の十七條憲法以来の、非常な願期的な時代であったと思う。その時代に、ともかく二月十一日というものをきめたわけなんです。そして八十何年近くもこれが励行されておった。この場合に、これを今度変えますとね、何か明治という時代といふものは間違いだらけであつたというふうな印象を与えるおそれもありやせぬか、これについて歴史研究家の平山先生はどういうふうにお考えですか。

○参考人(平田俊香君) これは歴史の研究というものは、たえず進歩し、たえず発展していきまします。その解釈というものは、場合によって非常に大きく転換していく、特に戦後の歴史、戦前と戦後の非常に大きな変動というものは、先ほど直木さんと一緒に御論争になりましたように、天皇を中心とする見方が変わりましたので、歴史の

見方が非常に変わってまいりました。紀元節というものも、そういう点で申しますと、奈良時代から歴史事実として考えられていた。先ほど、近世以前において二月十一日に当たる日が建国の日として祝われたことがあつたか否か、で、なかつたというふうな御返事も出ましたが、やはりございまして、たとえば中世において興國元年、南朝の後村上天皇の興國元年に、ちやうど國家意識が高まつた年でございます。やはり二千年の年に当たりました、桓原の昔をしのんでおりますし、あるいはまた二五百年に藤田東湖が、ことしは神武天皇の建國二千五百年であるということまで詩をつくって祝っておりますし、多くの史実がございまして、また、讒緯の説に基づいて歴史を解釈した人もおりました、たとえば三澤清行という人は平安時代において、ちやうど延喜元年が辛酉の年に当たっている。それで讒緯の説は歴史的に正しい、神武天皇は辛酉の年に即位された、あるいは天智天皇が変革をされた年も辛酉の年である、今年が辛酉の年であるから改革の年である、そういう考えが延喜以後盛んになりました。辛酉の年にはいつも年号が変えられるようになった。今日から見ますと、辛酉の年というのは迷信である、取るに足らぬように考へるのですが、実は千年の長い間、日本人の精神を動かした大きな歴史観でございます。しかし、そういうものも明治になって初めて改められてくる。そういう点で神武紀元と申しますけれども、明治維新というものが、やはり王政復古、あるいは国学というふうな立場、あるいはそこにまた長州藩とか、薩州藩とかの藩王擁護の立場というものもからみまして、歴史事実であるという点で押し通してききました。確かにそれはそれとして、近代國家の建設に大きな役割りを果たした、封建時代の日本人に國家というものを意識させた、そういう意味で明治の國家の大きな改革は進めることができたわけでありまして、今日から見れば非常に古くさい思想のように見えますが、その時代においては非常に進歩的な役割りを果たしていると思ひますが、

それがしかし、今日の歴史の研究によってその姿が新しくされてくると、明治時代の國家主義の役割り、明治時代の紀元節の役割りはこういう役割りを果たした、それはこういう歴史の上からブラスの面もある、マイナスの面もあるというふうな回顧させることが、やはり長い紀元節の伝統と何ら矛盾するものではない、それをさらに一そう大きく社會の思想というものと調和させて、そうして新しい國家意識というものを國民の間にうつっていく、これが非常に健全である。戦前のある点で、戦争中に日本が非常にファッショ化したというふうな誤りを避けて、もっと世界的な立場で日本というものを理解し、日本人の國家思想というものが除々に高まつていき、紀元節をそういうふうな理解できるところまで、日本人が高い立場に立つ國家思想を持つに至るというふうな解釈できるのではないかと思ひます。

○補正俊君 もう昼でございますので、ただ一点だけ、戸村先生と直木先生に順番にお伺いしたいと思ひますが、両先生とも二月十一日は反対でございますが、それにかわるべき何か適当な日にちがあらくなるのか、また、建國記念日というふうなものは法定する必要がないという御意見なのか、その点を順次お聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(戸村政博君) 私は建國記念日が正しく私たちの國家の方向を導くような日であることを念願するのであります。そういう意味で、そういう根拠からして、二月十一日を反対しているのではありません。それでありまして、私たちの新しい憲法の与えられました日として、五月三日を建國の記念日とし、このためにその日ごとに新しい日本の歩みを、國民全部が覚えることのできるような日でありたいと願っております。

○参考人(直木孝次郎君) 私は現在の段階におきましては、建國記念日を設ける必要はないと思ひております。將來におきまして國民がもっと一致しておのずから建國の日を祝おうと、それは私の立場から申しますと、戦後の新しい政治体制がで

き上がった日と、国民、人民主権が確立した日をもってその日と当てたいと思いますが、それを現在の段階で私は特に主張しようとは思いません。將來、国民の意識が一致して、その日として、建国の日をそういうような形でいけるような機運が生じたならばできてよいと、そういう程度に思っております。

○中村喜四郎君 根本参考人にお伺いしたいのですが、従来から学者の意見が、二月十一日の問題について事実上誤りである、あるいは史実である、こういうような論戦をされ、本日もまたたくさん意見が出ておられるわけですが、根本さんの御意見をお聞きしておりましたが、非常に類推が多いのだ、想像しているのだ。たとえば神武ということも秦の始皇帝の暴政になぞらって武ということとがとられた。崇神天皇の神をたつとぶということもここから出てくる。そういうようなこと、その日にちについても二月十一日ころらしいという御観点でございますが、こういうふうなことで、最後の締めくくりとして、根本さんは、よく話し合つて、手をたいてこの日をきめたらよいじゃないかということに結ばれたようでございますが、二十三年の国会のときに、片山内閣でございますが、祝祭日をきめたい、そうして政令でこれをきめたい。ところが議会のほうでは、政令ではいけない、国民大多數の意向を聞かなければならないので、議会でこれをきめるべきだ。こういうことからして、総理府のほうでは国民の世論を十分調査したい、こういうことで調査をした。で、いつの調査の場合におきまして、この建国記念日、紀元節というのは大体第三位から第四位を占めているわけでございます。そしてまたその後の新聞社の世論調査等を見ても、圧倒的に建国記念日は必要であるという、要望するという声が出てくることも、これは無視できないと思えます。今日の段階においてもおそらくは建国記念日を要望するという国民の世論は多いのです。ただ、問題は世論調査でなく、いろいろ史実やその他から勘案してきめていきたいというけれども、

先生の先ほどの手をたいてきめていきたいという点は、たとえばどういふことをお示しになるのですか、どういふ点でそういう結論を出そうとするのですか、それだけをひとつお聞きしたいのです。

○参考人(根本誠君) こういう祝祭日は非常に大勢な問題である。国民全体にかかるとは政令できめるべきではない、やはり国会を通さなければいけない。国会を通す前に、こういう非常に議論の多い問題はその知識者のようなものを集めて、一度でも二度でもやはりある落ちつく暇まで討論しあつて、それを審議会にかけて答申させて、それを議院なら議院にかけ、こういうような点をとることが一番民主主義的なルールに入る、私はこれは政令一辺倒で、その記念日としてしまったなんというのではないようにこれを考えます。

それから私も多少こだわつたところがあります。そこを紀元というふうなことで、それに最も該当する、しかも歴史にたえるような方があれば、それをもつて紀元節というものをこしらえてもかまわないのじゃないか。というのは、建国というふうなことになるというところ、やはり歴史的にたえるものであれば、私が申しましたように、崇神天皇あたりに史料があるので、それから、触れも相当確実なものができています。ちよつとそれは二世紀くらいになりますか、ですから建国というものをつける場合、それに私は多少こだわつて、そうして崇神天皇という方を申し上げたんですが、あるいは聖徳太子のようなお方ならば、この点ははっきりした何とかがあるべきであらうと思つて、そこへ持つていっていいわけですが、私たちが、そこへ持つていっていいわけですが、私たちが、古いほど何かがある。したがつて、聖徳太子さんの何を建国記念日となさるような意見もあらうと思つて、もう少しさかのぼる可能性がある。こういうふうな意味で崇神天皇を申し上げたわけですが、おそらくこれは皆さまの初耳ではないかと思つておりますが、私の友だちがそれを一生懸命研究していただきますので、私では足りな

かつたならばその友だちを連れてきてもよろしい。それからもう一つつけ加えたいと思つて、直木先生は非常に厳密に新しい史観で古代史をお説きになったようでございますが、私の考えとしては、先ほどから申しますように、非常にごやかな時代であつた、こう思つて、先ほど崇神天皇のお名前を国民が奉つて、こういうふうなことを申したのでありますが、どうも以前集団の社会は、われわれが家庭生活の中で見出すと同じように非常にアットホームの時代であつた。他の種族に対しては相当闘争的であつたかもしれないが、自分たちの同族、同姓というふうな者、近縁の者に対しては非常にあたたかい生活をしておつた。あまりあたたかい生活をしておつたので、いろいろな文句がおこらない。したがつて、それが史料にならなかつたのだらうと私は思つておつた。

○中村喜四郎君 意見でもございせんから、私はお尋ねしたいのですが、先ほど、崇神天皇の世はあたたかい御代と、神をたつとぶといふあて字をあてた、神武天皇の武といふのは、秦の始皇帝の暴政があつた、武力に訴へた、そういうふうな意味で先ほど御説明になつたが、神武の武といふのはどのようにお考えになつておられるのか、私もその解釈からすれば、武といふことは、干支を交えるとか、ほこをおさめるとかといふことは使われておるといふふうにお考えおつておられるが、その点は秦の始皇帝のような意味でお考えになつておられるのか、ちよつとお伺いしたいのですが。

○参考人(根本誠君) 神武の神、ことに神といふよりなことは書かれた点においては、おたくさんの意見のほうが正しいと思つておつた。ただし、頭の中で、そのときの知識階級、ことに韓国であるとか、あるいは中国の人たちもたくさんおつたと思つておつた。そういう連中が古典を調べながら、そうして日本の残つておられるところのいろいろな伝説のよりのものを、ことに日本書紀なら、日本書紀に書かれた場合に、よほどことばを、ことばといふよりも、日本語をどういふふうな中国の字で

もつて当てるべきか、その文字の使用において非常に吟味したと思つて、それで、日本書紀におけるところの神武天皇のお名前は始皇の始といふ字が書いてある、始めといふ字が、その次には馭者の馭といふ字が書いてある。そうして国が書いてある。そうして天皇、したがつて、これはハツクニシラス天皇と讀むわけですが、そうして崇神天皇の場合にはそういう文字を使つていないのです。知るといふ字、ハツクニは最初の初をばつて使つて、始皇の始のほうではない。初日の初をばつて使つておられる。それから所といふ字、それから知といふ字、そうして始馭国天皇、初所知国大君、両方の片一方は始皇の始といふ字と馭——馬へんにこり書いてある、あまりいい字じゃないのです。そのあまりいい字でないやつで翻訳してあるところを見るという、やはり始皇の武といふよりなものを、武断政治の武といふよりなものを考へて、どの天皇に当たるか、どういふ皇帝に当たるか、どういふものに当たるか、中国の歴史の中で最も適當なものを選び選んでいたんだらうと思つておつた。

○中村喜四郎君 わかりました。意見の論争になりますからやめます。

○小野明君 平田先生にお尋ねしたいと思つて、明治政府が紀元節を設けました。紀元節を設けるにはそれなりに意義を認めておられる。そうしてまたこのことは国民的な感情を結集し、あるいは侵略戦争の基盤になつたと、こういうふうな証言をされたと思つておつた。そうしてまたあとのことを聞きますと、今日、世界史的な立場から新しく国家意識を国民の中に植へ込まなければならぬ、こういうふうにおつたと思つたわけですが、私の考えからいいますと、国家といふものは、その国家論からいいますならば変わりはなく、そうしますと、今日新しい国家意識を世界史的な立場から——世界史的な立場といふのは、常にあるわけですが、明治の政府でもあつたし、今日の日本にもある。そういう立つ場から新しい国家意識を再度この建国記念の日を設けることに

よって植えつけないければならぬ理由というものをひとつお聞かせを願いたいと思ふ。

○参考人(平田俊春君) 明治時代はやはり帝國主義の時代でありました。その時代の情勢で日本の国家の独立を保つというためには、やはりその時代に応じた国家の役割というものがございまして。それから今日はやはり世界の国々が協力して新しい平和の世界をつくっていく。しかし、われわれは日本人である、アメリカ人でない、こゝういやはり自覚、自信、あるいは長い日本人の国民的な感情というものをやはり共通に持つておいて初めて世界の平和に貢献できるわけでありまして、われわれがアメリカ人のまねをしたり、ソ連人のまねをして、そうしてそのしっぽでただ動いているだけではほんとうの意味の責任はない。われわれ日本人として初めて発言権を持つています。その意味において初めて世界の平和に貢献できる一つの役割を果たし得るのじゃないか。そういう形の國家意識というものは、やはり今日あらためて持つべきであるというふうに考へるのですが、一つの政策に役立たせよう、そういうところにかくワクに入つた人間をつくるというわけではございせん。

○辻武寿君 私は根本先生を除いた四人の先生方にお伺いしたいのですが、イエスカノーかだけ、簡単にけつこうでございませうから。それは今度、衆議院から送付されてきたこの祝日法案というものは、法律で定めないので、審議会を設けて内閣総理大臣の任命で十人の審議会委員を設けて、半年以内に答申をする、その答申を尊重してつくるのでありますが、政令で定める、答申がとなくともこれは話し合つて政令で定める、こゝういうようなことになっておられますが、私はいままでの建國の日を除いた九つの従来の祝日というものは、一月元日から勤勞感謝の日に至るまで全部これは法律で定めておられる。しかも、政令で定めるというものは前に出て、これではいかぬ、やはり法律で定めるべきであるという結論に達して法律で制定されたものです。ところが、ここに

至つて今度の祝日法案に限つて、もう国会を離れてしまつて審議会のほうに行つてしまふ、そうして、その結果はもういやでもおろでも十二月十五日が来てしまふと成り立してしまふ。こゝういうきめ方は私は納得できない、こゝういうことに對して、審議会できめるならきめておけつこうだ、そのかわり半年とか、三ヶ月とか期限を切らないでじっくり検討して、もう一度、総理大臣はその審議会の結果を国会に報告し、やはり国会できめるのが正しい筋道だと私は思ふのですが、先生方にお伺いしたいことは、審議会が期限を切つてしまふ、そうして政令できめるといふことはいいか悪いか、この点に對して末富先生、戸村先生、直木先生、平田先生に一言ずつ。

○参考人(末富東作君) 私はそゝういうつこうになつておるといふことは存じませんでした。それはよくないと思ひます。しかし、よくないと言つたつて、そゝうおきめになつたのはあなたの方でしよ。終わり。

○参考人(戸村政博君) 私は先日こちらに参りまして報告を聞いておりますときに、審議会に回された法案がそのときの時点で二百九十一もあるといふことを聞きまして、ほんとうにびびつくりいたしました。これは議院が私たちの法律を審議するといふ権利を放棄したことにほならないだらうかといふことをたいへん心配いたしました。ですから、ほんとうならばこゝういふ審議会で決定されなことを私は心から願ひます。

○参考人(直木孝次郎君) 私は國民の祝日というものは、國民が直接選挙しております議會において、そゝうして議員立法によつてきめるのが本筋だらうと思ひます。ところが、議員立法によつて提出して審議を七回やつて通らないから政府立法でやるというやり方自身が、すでに國民の祝日というものをきめるきめ方としてはおかしいのじやないかと思つております。ましてこれを政令できめるといふような方式には反対でございませう。

○参考人(平田俊春君) 私はまことに残念だと思ひますが、しかし、これは国会の現実がそゝういふ

ふりにさせたわけではございまして、かりに政令で定まつたとしましても、昭和四十年ごろの日本の國家の狀態といふのはかくのごときのものであつたといふような史料を後世に残すといふ意味で非常にけつこうだと思ひます。

○秋山山造君 直木参考人にちよつとこの機会に教へておいていただきたい。さつきお話がありまして譚緯説とか、辛酉革命の思想だとか、こゝういふお話が盛んに出たのですが、これは中國において、あるいは日本においてこゝういふ思想が一体どういふ事情で出てきたのかといふこと、それが當時の國家体系だとか、社會機構といふこと、経済機構といふこと、それからこゝういふ辛酉革命といふような思想が一体歴史的にいづつごろまで支配した思想なのか、こゝういふ点についてちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○参考人(直木孝次郎君) いまの御質問に對しては実は私はあまり自信をもつてお答えするだけの勉強をしておりませんが、中國においては六朝時代、すなわち西晉で言ひますと、四、五、六世紀といふような時代になりに流行した思想で、これは隋、唐の時代、八世紀ごろまでかなり中國においては勢力があつたやうでございませう。しかし、これはある程度、中國においては隋、唐時代には次第に禁止される方向に向かつていふやうに理解しております。しかし、ともかく六朝から隋のころにかけてはかなり中國において流行しておつた思想でありまして、それが當時の日本は中國の思想に對して非常に推古朝あたりから敏感でございませうから、そゝういふものを取り入れる、ことに歴史を編さんしようとした場合、やはり時代の変化といふことを何か理論づける考へ方が必要である。そゝういふことに適応した面を譚緯思想は持つておりますから、この譚緯思想といふものは、一つにはいわゆる陰陽五行の説であつて、木火土金水の組み合わせ、ないしその移り変わりによつて世の中が變つていくといふやうに、世の中の推移をある意味においては解釈し

ておるわけで、歴史編さんの上にこれが必要といひますか、ともかく一応役に立つ思想だといふやうに考へたので利用したのであらうと考へます。特にこれを日本が取り入れなければならぬといふやうな、取り入れることを必然とするやうな社會構成、經濟体制といふものについては私はまだ考へておりません。日本におきましてはもう律令時代になつてまいりますと、やはり儒學の思想が中心の思想になつてきましたから、譚緯説といふものはその後あまり日本では盛んでなかつたやうに承知しております。しかし、先ほど平田さんのお話にもありましたやうに、三善清行——平安時代の學者でございませうが、そのあたりまではかなり影響を及ぼしておるといふことは言へると思ひます。

○玉置和郎君 最後ですから簡単に末富先生、戸村先生、直木先生に一つずつだけお聞きをしたいと思ひます。

戸村先生のお話の中にありました、この二月十一日の建國記念日といふのは、これは戦争につながらるといふやうなお話でございませうが、私たちが戦後のことと思ひ出しますと、終戦直後、日の丸を掲げること、また君が代を歌うことを何か面はゆいような感じがしたことは、これは事実でございませう。しかし、それが七年たち、八年たち、十年たつてまいりますと、昭和三十年ごろになりますと、日の丸を掲げること、君が代を歌うこともそゝう抵抗を感じなくなつて、さらにオリンピックのときに至りますと、日本人のだれしも、いわゆるイデオロギーが違ひましても、テレビで上がる日の丸を見ましてほんとうに涙したものだと思ひます。これは私は國民の素朴な気持ちだと思ひます。そこで、末富先生は作家でございまして大衆の気持ちを非常にうまくつかんでおられるから、私はかく存じておりますので、この國民大衆の気持ちといふか、庶民の気持ちといふものが、この二月十一日といふものを建國記念日に定めるときに、はたしてそれが戦争につながるものであらうかといふこと、これはいままで、われわれ

ておるわけで、歴史編さんの上にこれが必要といひますか、ともかく一応役に立つ思想だといふやうに考へたので利用したのであらうと考へます。特にこれを日本が取り入れなければならぬといふやうな、取り入れることを必然とするやうな社會構成、經濟体制といふものについては私はまだ考へておりません。日本におきましてはもう律令時代になつてまいりますと、やはり儒學の思想が中心の思想になつてきましたから、譚緯説といふものはその後あまり日本では盛んでなかつたやうに承知しております。しかし、先ほど平田さんのお話にもありましたやうに、三善清行——平安時代の學者でございませうが、そのあたりまではかなり影響を及ぼしておるといふことは言へると思ひます。



午後零時五十分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(二本謙吾君) これより委員会を再開いたします。

午前引続き、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、政府側より安井総理府総務長官、高柳審議室長、中野文部政務次官が出席をしております。

○小林武君 安井さんにお尋ねいたしますが、政府の統一見解として、日本の建国というのはいつという事になっておりますか。

○国務大臣(安井謙君) 日本の建国がいつであるという事を、歴史学的にあるいは実証的にこれをきめた定説というものは必ずしもなからうかと思ひます。しかし、日本の古代歴史書として現在随一のものと言われている日本書紀によりまして、これは神武天皇即位の日が建国の始まりであるというように思ひます。

○小林武君 一つが建国の日であるとか、ころであるとかいうこと、議論は先ほど来やりましたから、いろいろ参考人の意見も聞いたし、また、われわれもいままでのいろいろなものを調べたり、大體定説のようなものが出てきます。学者に言わせりや常識だと、それを聞いてるんです。政府とすると、あれですかね、日本の建国はいつかという統一した見解はないわけですか、これはちよつと深くはいたさないで済むが、すぐ文部政務次官に聞かなくやいかぬわけですが、その前に、ないならいとはつきり言つてもらいたい。

○国務大臣(安井謙君) これは二千何百年あるいは三千年等の昔にさかのぼる問題でございますから、歴史学上あるいは考古学上、科学的に実証する日というものはなかなか学問的にはつかみにくい、しかし、日本の古代史の聖典である日本書紀

あるいは古事記というものを参考にいたしました場合に、私どもは、日本建国の日を象徴的な意味で神武天皇即位の日と、こういふふうに考へるのが正しかろう、でありますから、いつかわからぬと言つておられるわけじゃないのであります。そういうふうに考へることが一番正しいし、常識的であろうと思つておられます。ただ、それに対する歴史学的な裏づけとか、考古学的な実証というものについては、これはいろいろ議論があるということをお申し上げておられるわけです。

○小林武君 そういふふうに簡単におっしゃいますけれども、これはちよつと問題があると思ひます。政府がそういうあいまいなことを言つておられるんじや。これは大臣だからあんまりこまかいことを御存じにならないのでしたら、政府委員にお尋ねしますが、ないんですか、あるんですか、いつ一休日本の……

○国務大臣(安井謙君) それはこまかい問題じゃないのであります。政府全体の考え方をいま私は代表して申し上げておるので、これは政府委員が聞いてどうするといふこまかい事務的な問題じやなからうと思ひます。われわれの考え方は、神武天皇即位の日というのが一番国民感情としても訴えられるし、また、長い歴史を持つていてのでありますから妥当であらうと思ひます。ただ、それに対して歴史学的ないろいろな実証、考古学的な実証というものは、必ずしも正確を期し得ないという事実がある。この点はそういう意味で認めおるといふことであります。こまかい事務的な問題じやないと思つておられます。

○小林武君 あまり事務的でないのでびつくりしているんですが、そういうことをお考えになるとしたら、これからの審議は重大なことになる。あなたの話の端的に受け取れば、日本の歴史というものは神話とチャンポンになつておる。それは戦前の固定教科書ならいざ知らず、いま一体、日本の国がいつから始まつたかといふことをいつたとき、それは神武天皇即位の日であります。これは日本書紀や古事記に書かれておることがそれです

というよりなことを言うのは、これはちよつと困る。なぜ困るかという、これは文部省のほうの關係だ。政務次官にまあ聞くから、しばらくちよつと聞いておいてください。

政務次官にお尋ねしますがね、学習指導要領——小学校、中学校、高校いろいろあるわけですね。その中に日本の國のことを書いたところがあります。ちよつとそこにどういふことを書いておるか御説明を願ひたいと思ひます。社会の中に。それは政務次官からお答え願ひます。

○政府委員(中野文門君) ただいまの御質問に對しましては、他の政府委員のほうからお答えしたほうが御満足いただけると思ひますので……

○小林武君 事務的な問題じやないとおっしゃる。私は政府委員から聞こうかと思つたら、安井さんから、そうじやないといふお話をした。だから、あなたから聞かなければいけない。

○政府委員(中野文門君) ただいまのお尋ねのこととは、具体的に学習指導要領その他現実に学校の場はどういう取り扱ひ、どういふ教へ方、あるいはどういふことに相なつておるかといふお尋ねでございます。私以外の政府委員から御答へするほうが妥当であらうと思ひます。御了承願ひます。

○小林武君 まあそれは言ひましたけれども、政務次官をうおっしゃいますから政府委員から聞きますが、安井国務大臣もはつきりしていただきたいのは、これはやっぱり政府として、祝日とそれから教育の部面と全然切り離して考へるといふわけにいかないと思ふ。何だか意地の悪いことを言うたけれども、ひつかけようなことを言うたけれども、ひつかけないわけじやないんです。昔はそれが一致して何のふしぎもなくやつてきた、戦前においてはそれが何のふしぎもなくやられてきて、ふしぎと思つたことはいけないうことであつた。しかし、今度はそれは言つておらぬので、だから、やっぱり二つに分けて考へるといふやり方は、これは安井長官は所管のことでもないの、そこまで考へ及ばぬで言つたんだらうと思

うが、この点はしかし二つ組み合わせていかないうと、非常にこれから重大なことになるから、それでまあこの間のことも、これからいろいろ申し上げることも、政府に対して文句を言うというよりか、むしろこちらではつきり統一した考へ方がないと、これは国民として困るのではないかと、教育に當たる者も困るのではないかと、このことになりまして、そういう意味で言つておられる。それは、政府委員からひとつ。

○政府委員(齋藤正君) ただいま御質問ございました建國の講義と言われておりますその取り扱ひを、学習指導要領ではどう取り扱つておるかという点についてお答えいたします。小学校の学習指導要領社会科学科では特に明示されておられません。中学校の社会科学科におきましては、「國家の形成とアジア」の項の中で、「この際、古典に見る神話や伝承などについても正しく取り扱ひ、当時の人々の信仰やものの見方などに触れさせることが望ましい。」と示されておられます。また、高等学校、日本史の解説書の中には、「古代國家の形成と大陸文化の撰取」の中の「律令体制の成立」の項で、「記紀の神話、伝承などは、この項で取り上げるのが望ましい。たとへば、記紀の構成は、統一國家の形成過程における天皇や貴族の勢力を反映した面を持つており、そうした歴史的条件をも考慮しての指導がふさわしいと思はれる。この際、最近の学問的成果をじゅうぶん考慮することは言うまでもない。」といふことを示しております。

○小林武君 齋藤さんの答へはあまり聞いておることを答へないのが特徴でございます。聞いておることを答へてもらいたい。長々述べたつて聞いておることを答へない問題にならないのです。

まず、あなたの言われたことを、これは中学校の三ページ、三二ページ、三三ページ、ここにありますが、教えられておることの中に、日本の國の成り立ちといふものは神話から始まつておると書いてあります。私はしばらく教育の仕事

からもう遠ざかっておりますから、率直に言つて現在のことはよくわかりません。戦前、戦後の十何年かは知つておりますけれども、最近のことはよくわかつておりませんから、変わりがあつたらまずいので、そういうふうにお尋ねするのです。この中に、一体そういうことが、安井長官のような日本の国の成り立ちについてお考えがあるのかないのか、その点をひとつ、ページ数を示しましたから、そこで答えてください。

○政府委員(齋藤正君) 先生御指摘のように、関連するところは、学習指導要領の三三ページにあります。「日本の古代とアジア」、「国家の形成とアジア」、「大化の改新と律令制」、「奈良・平安時代の政治と日本文化の形成」、その叙述の中に、「大和朝廷、古墳文化、氏姓制度、大陸文化の伝来」云々、「学習を通して、わが国がアジアの形勢と密接な関連をもちながら統一に向かう、大陸の影響を受けながら国の文化を進展させていったことを理解させる」、その次に、「この際、古典に見える神話や伝承などについても正しく取り扱ひ、云々と、先ほどお答えしたことが書いてあります。

○小林武君 神話や伝説の正しい取り扱ひということ、私の理解では、これは歴史ではないと思ふ。日本国民である以上は、日本の国に伝えられるところの、伝承されているところのものを教えることは何らふしぎはない。正しい取り扱ひといふのは、伝承は伝承として、神話は神話としてそれをわれわれが知るといふこと、それはやはり厳密な意味における国の成り立ちという問題とはこれは切り離されなければならないということ、これは少なくとも高等学校にも中学校の学習指導要領にも書かれていて私は思つてゐる。あなたたちは加曾利の貝塚を掘つて、これはどの国だとか何とかがいふことを言いますか、もつと以前か、このころでは旧石器のことまで、あれまでさがしてゐる人があるが、そこらまで国家だとか何とか言わない、石器時代の話が出てくるといふことは当然です。どうですか、神話との間が完全に

切り離されて、あなたのおつしやる神話の正しい理解のしかた、それによる国民のいろいろな教育のしかたというものは出てくるはずだと思ふのですが、どうでしょう。違いますか。

○政府委員(齋藤正君) 記紀に見えますいろいろな神話、伝承等は、もちろんこれを史実とするかしないか、これは学問上の問題でございます。しかし、国家統一の過程に経験されたいろいろなことが、それが神話や伝承の中に古代人がどういふとに考へたか、その古代人の思想、信仰、ものの見方、そういう精神生活が反映してゐることは、これは事実だろつと思ひます。ですから、そういう神話や伝承は伝承として教える、それが正しい取り扱ひだといふことでございます。具体的にこの指導要領に盛り込んでおられますことを、教科書等にあらわれてゐるのを見ましても、その点は正確に触れてゐると思ふのであります。記紀にこういう神話や伝承を集めて、こういうふうに記載されておられますといふふうな書き方がされてゐるわけでございます。

○小林武君 もう少ししつかりしてもらいたいと思ふので、高校の四一ページ、中学は三三ページ、指導要領のところに、「古代国家の形成と大陸文化の撰取」というところがある。「国家の成立」、これは高等学校の本にも書いてある。中学のほうには三三ページに、「日本の古代とアジア」、「国家の形成とアジア」と書いてある。だから、このことは日本の国の成り立ちと関係があるでしょう。そこではつきり教へなきやならぬ。どういふ教へ方をするか、このころはよくわかりませんけれども、それを教へなきやならぬ。そうすると、建國とは何かという問題が出てくる。国家の成り立ちをもつて建國としたのか、日本の国土の中に人間が住んでおつたという事実があればそれが建國なのか。伝承や神話の中に出てくる、それが日本の建國なのか。どつちか選ばなきやならぬ。ほくは、その選ばなきやならぬなどというわけいふことを言うのは、あなたたちが選びそつだから言つてゐる。それは言わなくてもわかつて、建

國といふことをいうからには。その区別、どうしていますか。この中ではどうしてゐるんです、指導要領の中では。

○政府委員(齋藤正君) これは、国家として形成される過程というのについて古代人がどう考へるかという精神生活を記紀は表現してゐるわけでございますから、そこで、その書かれてゐる事柄は、当時の人々の考へ方というものを反映してゐるものであり、それを正しく取り扱ひ、こういうことでございます。

○小林武君 どうもあなたの答えはおかしいな。ほくのほうがおかしかったら、ひとつあなた以外、説明員でも何でも言つてくれないかな。何だかあなたの話を聞いてると、ちよつとこつちがおかしいんじゃないかと、だんだんそんな気がしてくる。建國といふことをどこにおくかといふこと、それをひとつ、それだけ答えてください。建國といふのはどういふことなのか、教育的にどういふから、安井さんのほうは何か政治的という理解らしいから、教育的に、これはもうわかるでしょう。ほくは変なことを言つてゐるんじゃないですよ。この指導要領にあるから聞いてゐる。

○政府委員(齋藤正君) 古代国家の形成というところにつきましては、小国家の分立の状態から統一国家の形成に至る過程を、この国家の成立という観点で指導要領は押えておるものでございます。ただ、御質問が、先ほどの関連いたしまして、ここでは古代国家の形成といふことでございますから、すべての意味の近代国家の統一組織、それから領土、国民、こういう一体的な意味でこれが国家だといふふうな考へれば、それはまた別の解釈も出てくると思ひますが、指導要領で言つておられますのは、古代国家としてのわが国がどういふふうにして成立してゐる過程かといふことを正しく教へる、こういうことを申しておるのでございます。

○小林武君 ちゃんと答えてくださいよ。そんなことを聞いているんじゃないんだよ。たとへば、いま建國といふ問題が問題になつてゐるんでしょ。だから、子供に教へるのに——中学校の子供

に教へるにしろ、高等学校の生徒に教へるにしろ、それは段階的にいろいろ教へ方あるでしょう。その中で、一体、古代国家の成立という時期を建國といふのか。建國という問題をいま出してゐるから言うんですよ、ほくは。教育ではどう押へるかといふことを聞いてゐるんですよ。

○政府委員(齋藤正君) 説明員からお答えさせていただきます。

○説明員(山口康助君) 小、中、高等学校を通じて、日本国家の形成過程と申しておりますので、何年何月とか、何月何日が建國の日だといふことは言つてゐないわけでございます。しかし、おつしやるおと、考古学的な、あるいは文献的な物的徴証を裏づけとして、日本国家の形成過程を子供たちに教へますと同時に、従来既視されておつた精神的な事実の反映されてゐる神話をも大事に取り入れてこよう、これが指導要領の示してゐるところでございます。

○小林武君 何かあげ足とられるかと思つて心配しいしいしゃべつたらだめですよ。あなたたちはその点では専門家なんだから、思ひきつてずばつと言わなきやだめですよ。そういういいかげんなことを言うからだめなんです。たとへば、建國記念の日というのができますね。そうすると、私はこの学習指導要領の中に、たとへば社会科のうちに、あるだろうし、それから特別教育活動で、すか、その中にもこれは若干組み入れられるんじゃないかと思ふんですよ。組み入れるについてはなかなか問題があると思ふけれども、入れられるのは間違いないと思ふ。その指導をやらなきやならない、そういうことになつた場合、あなたたちはいまのようなのんきなことは言つておられないですよ。あなたたちののんきなことを言つておつたつて、学校の先生は困るんですよ。それでしょ。だから、それはなかなか時点的にとらえることはむずかしいといふことは、それはよくわかる、当然です。しかし、国家がひとつ建國を記念する、建國といふことをやかましく言つてゐる、言わぬほうがよろしいといつてゐるんだけれど



ておるのだというふうな答えを最初聞いたのです  
がね、おかしいじゃないですかね、あまりにも専  
門家の意見と違ひ過ぎるから。で、またそれに對  
する反論があるとおっしゃるのだが、どなたがそ  
れに對して反論されておるのですか。それは戦前  
の非常に神がかつた歴史学というものの立場で説  
いておられる方もあるかも知れぬが、そういうこ  
とで明治、大正、昭和にかけての歴史を非常に曲  
げただけでありまして、そんなものは反論でも何  
でもないですよ。現在そういうことを反論されて  
おる専門家というのがあるのですか。その二点を  
ひとつはつきりしてほしいのです。

○國務大臣(安井謙君) 何か統一見解でござい  
ますとおっしゃる意味がよくわからぬのですが。  
○龜田得治君 あなたがそういうふうな意味のこ  
とを言われた、政府の見解を。

○國務大臣(安井謙君) そういう意味と  
いうのは、政府は建國を記念する日は、これは二月十一  
日が一番ふさわしいものであらうという考え方で  
この原案は出した。建國を記念する日なんです、  
これは。

○龜田得治君 あなたのことばが足りないじゃな  
いですか。

○國務大臣(安井謙君) それじゃことばが足らな  
かつたら訂正いたしますが、法律案そのものが建  
國記念の日なんです、建國日じゃないのです。建  
國を記念する日なんです。

○龜田得治君 質問者はそれは聞いておらぬ。

○國務大臣(安井謙君) ですから、いまの建國が  
いつであつたかということ、これは科学的に、  
あるいは考古学的に立証されていかなければなら  
ぬのでありましようが、われわれが聞いておる限  
りじゃ、そういう立証でこの日が正しいというも  
のが定説としてできておるものはない。また、逆  
に日本書紀自身につきましても、これは歴史学的  
に非常に疑問がある、考古学的にもこれはなかな  
か立証できてないという点は確かに私も認めま  
す。しかも、これは何も終戦後に起こつた新しい  
人の意見だけじゃなく、明治時代から昭和にか

ましても、やはりこの日本書紀自身については大  
きな疑問があるという疑問を投げかけておる著名  
な学者がたくさんあるわけでありまして。これは私  
どもも認めます。しかし、それじゃそれにかわつて  
一体建國を記念する日というふうな日を定めるの  
に、どういふほかによりどころがあるのかという  
ことになると、総合的に判断した場合に、これが  
象徴的に二月十一日によからう、その点はいまの  
反論があるし、これは誤謬であると指摘しておら  
れる学者があることは十分に認めますが、なかな  
かそれじゃこれが正しいのだという定説も今日な  
い。これが現状だろうと思つたのですが、定説がな  
い限り、やはりそういうたほかの要素を考えなが  
ら取りきめるのが、これが一番適當な方法じゃな  
からうかということ、建國の日そのものを科学  
的に実証されておるといふふうに政府は言つてお  
るわけでもありませんし、また、そういう学説は  
いま定説としてどこにも出ていない、そういうふ  
うにお考えください。

○龜田得治君 そうしますと、二、三回、総務長  
官がきつてお答えになつたのは正確を欠きます  
よ。質問者は、建國の日をいつと考へておるのか  
と、こつたやうな立場で質問しておるのです。記念日  
のことじゃないのですよ。それに対してあなたが  
疑義を出されたものですから、われわれも一体お  
かしなことをお答えになるなと思つたのですよ。  
だからそれは訂正するでせう。

○國務大臣(安井謙君) その点なら、建國の日を  
科学的にいつとどういふふうなきめられるかという  
問題に對しては、いろいろ議論があるかという  
ことは認めますし、少し私が、法律案そのもの  
と思つたものだから、建國記念の日というものに  
ついてのお答えであらうと、ことばをはしよつて  
小林委員が聞かれたのだからと早のみ込みをした  
答弁になっておるかもしれせん。その点につ  
いては、それじゃいまのよつた意味なら訂正して  
けつこうです。

○龜田得治君 それは訂正をされた。したがつ  
て、建國の日を日本書紀なりに書いてある日と一

致するものでは必ずしもないと、こつたやうな  
はつきりしたわけですが、しかし、学界の定説と  
しては、ほとんどの定説としてはこの二月十一日  
を建國の日とするのは間違ひだ。ほとん  
どそうなつておるじゃないですか、現状では。そ  
れじゃ紀元何年のいつごろとするのかということ  
は、これはなかなかむずかしい話です。しかし、  
神武天皇の二月十一日とこれは違ふのだ、これは  
はつきりしておると思つておる。それに対する反論  
などはないんじゃないですか、反論があるように  
おっしゃるが。

○國務大臣(安井謙君) 私も学者じゃありません  
から、学問的にいろいろ全部立証するわけにはい  
きませんが、この日本書紀でいう神武天皇即位とい  
う事實が年代的に見て非常に矛盾がある、あるいは  
これは間違ひついで非常に矛盾がある、あるいは  
全部がもうこれは間違ひついで非常に有る力な学  
説があることはこれは事實でございます。しかし、  
なつておるとは私も思つておらない。それじゃ  
かわりに、一体どういふ日がそれにかゝる日があ  
るのだということになりますと、これはほとんど  
定説らしいものはないという事實にあるというこ  
とがあるわけだして、たとえば、いまの神武天皇  
が百年近く及ぶといつたやうな一代の天皇もあ  
るから、これはあやしいといつたやうな学説もある  
でせう。また、講義によつたのだからといつた  
学説もあるでせう。しかし同時に、それ  
じゃそのときはたして全部間違ひかどうかとい  
うことを立証して、こつたやうなものを反對  
に出しておるものはまだない。同じ天皇一代の名  
前にしては、あつたところは自分の名を、世継ぎ  
のときに同じ名前を二代、三代続けて使つたやう  
な場合もあるんじゃないか、そういう場合もある  
し、そういうやうなことから考へる場合には、必  
ずしもこれは歴史上正しいとは言えない、それ  
じゃ絶対正しいのだという断定で、これは正しい  
のだといふ、それを反証した定説もこれはないの  
だ、これだけはお認め願わなさいかぬと思つた

です。

○龜田得治君 ちよつと議論がうまうかみ合いま  
せんがね。ともかく神武天皇の二月十一日、これ  
は史実ではない、これは間違ひついで非常に有る  
はつきりしておる定説なんです。そういうふうな  
れわれは聞いておるわけだ。これは紀元節を認  
める認めない、そういう立場を離れて、その点  
は。だから、これはそういうところを考へ方の混  
亂が政府並びにわれわれの間にあるとしたら、そ  
れはもうちよつと究明しなければいかぬですよ。  
そういう、ほとんどわれわれが、参考人等から  
も、定説であります、これを史実として認めるこ  
とは間違ひだ、それに対する反論というものは  
聞かないのですか。その点だけにしほつて、ひ  
とつ考へ方ははつきりしてください。

それで、その点を抜きにして、ほんとうの日は、  
建國がいつであらうかといふやうな問題はこれは  
また時限の違つた問題でして、そこへいけば、な  
るほどいろいろ説がたつたやうなことがあること  
は聞かされましたし、だからその問題じゃなし  
に、少なくとも神武天皇二月十一日、これを建國  
の史実といふ考へ方で受け取つておるものはほと  
んどない。それに対する反論なんであるのですか、  
出してください、勉強しなければならぬ。

○國務大臣(安井謙君) 明治の初めに二月十一日  
紀元節がきめられました場合にも、日本書紀によ  
る年代編さんといふものを太陽曆に直して計算を  
しておる、この計算はかなり正確なものであると  
いつたやうな実証は、いまでもされておるわけ  
であります。しかし、歴史的に、あるいは考古学  
的に見て、あつた二千何百年前の神武天皇の即位と  
いふものを、学問的に科学的に全部立証できるか  
といふ点になると、これはなかなかいまの日本の歴  
史学、いまの考古学といふものじゃ、そこまでの  
立証はできてないといふことは事實であらうと思  
います。

○龜田得治君 いや、私の聞くのは、それはそれ  
のことを立証できるわけがないのですよ。

○国務大臣(安井謙君) うそかほんとうかはわからぬのです。

○龜田得治君 待ちなさいよ、神武天皇の二月十一日というのは史実でないという考え方がほとんど定説になっているのですね、史実でないという事は、あなたは立証せよと言ったって、それはそれなりに理論づけはできているわけですよ。二月十一日を何も立証する必要ないでしょう、それは史実でないというのですから、何もそれを現実のものとして証明されたものはないといったって、これはあたりまえじゃないですか。それよりも、学界ではほとんどそれがもう戦後では定説になつてきておる。それに対する反論というものはわれわれ聞かないのですよ。あれを史実と見ないのはいけない、あれを史実と見るべきだ、もつとはっきり言えば、神武天皇の二月十一日を史実と見るべきだという学者、専門家は戦後あるのですか、あつたらそれを資料として出してください。研究しましょう。

○政府委員(齋藤正君) 私ども専門家に聞いておりますのは、二月十一日の日がそうであるというふうに断定して言った学説が多数を占めているという事ではなくて、むしろその年代の点についてはこれはいろいろ疑問がある。いま先生のおっしゃっている日について、全部が学説として否定しておるといふふうには私も聞いておらないのであります。ただ、その年代の長さというものについてこれは疑問、しかしこれは否定も肯定も日のところがないのであつて、しかし、それは何も史実としてだれもいっていない、史実であるか史実でないか確かめるだけの状況にいまの学問がまだなつていないというのが、私、正確な表現ではないかと思つておられます。

○龜田得治君 そんな問題をごまかしちゃだめですよ。建國というものをいつに考へるのか、小林さんの質問はそこから始まつているのでしょ。いまの答えは、年代はなるほど違ふかもしれぬ、しかし二月十一日については、相当何根拠があるようなお話をされる、そりゃないんですよ。

年代が違つておるといふことになれば、あとの日なんかどうだっていいんですよ、うそにきまつていないじゃないですか。建國の事実というものをいま究明しているのではありません。

○国務大臣(安井謙君) 何回も言いますように、建國の事実というものを科学的に立証されたものはないのですよ、その意味では否定されてもやむを得ないと思つておられます。

○龜田得治君 初めからそう言へばいい。○国務大臣(安井謙君) 初めからそう言つておる、学問的に考古学的に立証されているものはないのです。

○小林武君 そんなばかんなことを言つちやいかぬ。山口さんは専門家でいらつしやいますから、やっぱ建國といふことばをどうとるかといふこと、これはいまのよりの議論をやつておつたのじゃ祝日と教育との分裂があつて、建國といふことばはどつちのことなんですか、私は一つの國家の成立といふよりなことを意味していると思つておる。そりうふうにおそらくとらえていまままで言つてきておる、過去においては、いまそれを持つてきて、明治のときにきめられたことをこへ持つてきて出しているんですから、私は建國といふよりなものは全然どこだかわからぬといふことばはめっちゃめっちゃだといふことになる、そりうふうのだから、あなたがやっぱはつきりこで言わなければならぬのは、國家の成立といふものを教へよと書いてある。その時はいつなんだといふことがなければならぬ。言へるでしよ、それ言つてごらんやない。

○説明員(山口康助君) ただいまの御意見に同感でございます。

○小林武君 ただいまというのはいまの意見ですか。

○説明員(山口康助君) いま先生のおっしゃつたように、はつきり建國の事実というものはあつたはずだといふことです。それは今日の歴史学から申しますと、大和朝廷の國家統一が完成したこ

ろ、それは大体西暦で申しまして四世紀ごろと、こり言つておるわけでございます。その一つの有力な確証は、西暦三九一年の好太王の碑、鴨緑江の中流に通濤といふ場所がありますが、そこに好太王の碑が立つております。その碑に、倭軍がそこまで攻めて来て戦つたといふことが書きしるされておる。好太王の碑は明治時代になってから発見されたのですが、そりうふうで三世紀の後半から國家統一が進んで、四世紀頃には完成した、こりう教へ方日本で國家統一の完成を教へておるわけでありませぬ。

○小林武君 そりうふうのことを教へなければならぬといふことになつておる。そりうふうと、ただし、安井さんの言ひ方でも、提案趣旨でも、それから議員立法したときにもなかなかうまく逃げておるのだけれども、建國の、のをつけてうまく逃げておる。建國の日と記念すべき日といふものをきめる場合に、これはちよつと誤解を起すのでせう。建國といふものはあなたがおつしやつたように、古代國家といふものが成立した時期は何日とか、何年何月から何年何月といふやうなことは、なかなかそりうふうを言へと言つたつてむずかしいけれども、大体、何世紀のころだ、そりうふうと、こりうだといふことが決定できりうやうなことを並べて、これが建國の記念の日ですといふたら、これは学校のなかで混乱を起す。どりうふうあなたにあなた説明されませぬか、その場合、それを聞いておかなければならぬ。

○説明員(山口康助君) お答えいたします。その点は、歴史学的には、三世紀の後半から四世紀に日本の國家が大和朝廷の統一によつて完成したと教へておるわけでございます。そこで、あわせて日本の神話、伝説、伝承によると、神武天皇の橿原の宮における即位ですね、こりういふものが神話として物語として伝えられておるといふこと、つまり古代人がそりういふふうにして日本の國の建國といふことを考へておつたといふ、そりう精神的事実をもあわせ教へることは一向に差しつかえ

ない。しかも、安井長官がお答へになりましたように、建國記念の日の建國といふ意味は、事実としての建國よりは象徴的な意味の建國だと、こりおつしやつておることに賛成いたします。

○小林武君 賛成しないわけにいかぬらうな。そこまで追い込んだのは気の毒だつた。しかし、あなた、これから文部省やめたときにはそんなこと言わぬだらうが、歴史家としてはそりういふことをおつしやらないと思つておる。それはそりういふものからこそ、この時に日本の國といふものは國家といふものができたのです。もしその当時をしのんで、わが建國はあそこだ、大いに困を思い、こぞつて祝おうといふ気持ちを起させせよ、こり言つておる。これはとんでもない。それをひとつお祝ひにしましよらうなといふ、そんなことは教育的ではありませんよ。あなた、小学校の子供なんか教へたことはいないでしよ。指導はなさつたことばあつても、先生の立場になつてなつたことばはないだらう。そんな使ひ分けはできるわけはない。だから、戦前の教育では歴史と神話といふものは切り離して考へない。もしも、かりに天照大神といふものが存在しなかつたとか、何とかと言つたものなら、それこそ入つたきりなかなか出てこられないといふやうな状況になる、事実でしよ、それは、たいへんです。ほくはいつても言うのだけれども、さし絵にある一つのことでは、上から言われたとおりのことを言わなかつた、新田義貞が剣を投げたら水が引きました、そんなこととはないはずだといふことを教へたらたいへんなことになる。いなかへ行つたらそんなことはけつこりあつた。これは切り離してはならないといふ一つの考へ方だ。それはあなたに申し上げるまでもなく、教育の目的をそこに集中して、そりうしなければならぬ事情があつたのでしよ。それは認めませぬか。それをあなたいまこへきて、科学時代ですよ、お月様へいま旅行で

もしよるかといふときに、そりういふほけた



をおつしやらないと思ひますが、戦前の固定教科書の中に、神武創業の昔にかえり、これは非常にやかましくこの場面だけを教えたのですね。これをあなたは歴史学の学者として、研究者としてお考えになれば、なぜ明治のいわゆる初頭において紀元節というものが、いま齋藤さんのお答えになつた幕藩体制の大破壊のあとに必要であつたかという事は、これはもうあなたならば明確にお答えできると思ひます。これはなぜそういうことをほくは聞かぬかという、いやがらせに聞いているのじやないんです。これはいまの時代と一体どういうかかわり合ひで必要になるかという事でほくは聞いている、そんなないかげんなことを言われぬようにほくは聞いています。

○説明員(山口康助君) たいまおつしやいましたとおり、明治維新のときに神武創業の古へに返りといふことが王政復古の大号令の中に入つておられます。王政復古の大号令が出ましたのは慶応三年十二月九日、太陽暦に換算いたしますと一八六八年の一月三日でございますが、その中に、古いろいろな陋習を破つて、そしてこれから近代国家として日本が発見する、その精神的バックボーンを神武創業の昔に求めると、こういうことになつたわけでございます。続きまして五箇条の御誓文の中にも、その神武創業の昔に返れといふことはそのまま出てまいりませんけれども、王政復古の大号令で言われておる旧習を洗いといふ、それが五箇条の御誓文の中にも引き継がれて出てくるわけでありませう。そういうところから、明治政府は幕藩体制を脱却して、十九世紀の世界列強の中にはさまつて何とか独立を保全しようとするときに、統一国家を新たにしようとする意識込みを古い歴史の中から求めてきた、これは私ども歴史学的に考え、研究しております者が受け取っております明治政府の意識込みだと、このように考えております。

○小林武君 もう少し速慮しないでお話しなつたらどうですか。それだけでいい。五箇条の御誓文のことはよくわかつたんですが、幕藩体制をあ

なたは脱却してと言ひ。それがつづかれた、破壊されたそのあとに何が必要か。いわゆる征夷大将軍としての徳川幕府、この権威というものは幕藩体制のときは最高のものだった。そのあとにどういう手当てが必要か。もう少しやはり一生懸命聞いてるんですからね、汗たらしながら。もう少しあなたも専門なんですから、そのところをやはりもう少し紀元節の必要であつた理由を言わなきゃいかぬです。私の考えを述べたんじゃない、おまの偏見だなんて言われるから、やっぱりあなたと専門的な立場でお話してください。そういうこと、一体いま二月十一日に閣議するといふ、そういうことがわからない。建国の日なんてのをよくつて、昔の紀元節の復活だと思われような固執のしかたがわからない。どこに意図があるんだといふことを明らかにしたいといふ、またわれわれのようないくつかの疑い深い者にはなかなか理解させることができない、また、国民こそつてこれをやるという国民の理解にもなかなかこれは到達できない、こういうことになりませうからね。私はそこらのところはやっぱりきちんとやらなきゃいかぬと思ひます。あなたがいらつしやるから、この際をうまいふうにしていただくことが、これからの質疑を非常に発展的に進ませるためにはいいことだと思ひますからお尋ねするんです。

○説明員(山口康助君) 王政復古の大号令と、それから五箇条の御誓文と、そういう明治国家の出発に当たつて、神武創業の昔に返れ、こういう気持ちで定めた、決意を固めたことが、おつしやるのとおり、当然、神武創業の建国神話につながるわけでございます。神武天皇橿原の宮において御即位と伝えられている日本書紀の辛酉年春正月庚辰朔を祝つて、紀元節といふものを明治六年にきめたわけでございます。その点はまことに明治政府の神武創業の昔に返れといふ気持ちと、その一つの表現として新たに神武創業の即位の故事に基づいて紀元節を定めたことと、非常に符節が一致していると思ひます。

○小林武君 どうも速慮するね。もう少し、たと

えばあなた高等学校の生徒に教えるとなつたら、それだけで済ませますか。ほくは中学の生徒に教えるならばもっとはつきりさせなければ、あの先生さつぱり勉強してきておらぬなといふこと、いまの生徒は遠慮しませんが、言われまじ、あなたからももう少しやはりはつきりしたことを聞きたいと思ひます。神武創業といふふうなことを、単に五箇条の御誓文とか何とかおつしやるけれども、王政復古の大号令もわかつた。しかし、もつとあれでいいですか。そのことはもつと大事なことがあるのじやないですか、また、將軍と天皇といふか、そういうとらえ方はどうですか。そういう角度のことはこの配慮の中にあるまいか。せんか、紀元節の。どうですか。あなた紀元節の歌を歌つたことありますか、唱歌。——あるね。

「雲にそびゆる高千穂の、高嶺おろしに草も木も、なびき伏しけん大御代を……」、ありますね。だんだんやるとわからなくなるから、そこでやめておきます。そういうことの考えはどうですか。そうなるっていったとすれば、この歌は決してあれでしょう。非常にそういう点ではよく説明できる歌でしょう。その点どうですか。

○説明員(山口康助君) その点は、日本の歴史の二千年の中に脈々と流れておりました気持ち、幕末から明治維新にかけて盛り上がった尊皇運動に徴するまでもなく、さかのぼつて建武の中興のときも大化の改新のときも、常に、武家政治や國族政治は日本歴史の正体じやないのだといふ考えが、事あるごとに噴出し、倒幕運動の原動力となつたことは御承知のとおりであります。それは幕末の勤皇者の中にたくさん出てまいりました。國學を勉強し、あるいは水戸學の中から、その結果、明治維新が成就したときには、おつしやるとおり、日本は天皇の治める國だ、天皇に主権のある國だ、したがって、征夷大將軍は廃絶されたいわけですか。したがって、紀元節といふものも、皇室の一番祖先の神武天皇の御即位の創業を祝うといふのですから、明治國家はまさに天皇中心の國として日本は統一されたわけですか。このこ

とは、あの時点では確実にそう言えると思ひます。

○小林武君 一つずつお尋ねしなければ出てこない。たとえその場合にどうですか。神武天皇は、少なくとも小学校の子供たちを教えるときには、神武天皇の御東征といふ話が出た。先ほども参考人がそういうことをおつしやつた。ある参考人の話、ちよつと秦の始皇帝との比較といふか、そういうあれと、崇神天皇の文王ですか、そういうようなことをおつしやつたが、だいたいそれについて異議のある方がいらしたようです。それは学問的見地でそういうことを言われた。しかし、武といふこと、武がほくをおさめることだとか、そんな文字の解釈、いろんなことを言つても、結局、武力といふもののでかく日本を征服、統一したといふことは、その当時において日本の富国強兵といふ一つの政策に合致することもあつたのでしよう、そういうことは、軍国主義的な傾向がこの中から出てきたといふことも間違いない。その是非の問題は別。天皇制、天皇中心、いま私が言ったこと、そういうことをまとめて紀元節といふものがそこに引き出された。このことをまとめてやはりお話しただかぬとぐあいが悪い。なぜかといふと、先ほどから言つておる政治的要求があつてやはりやつておる。私は祝日法といふものはそういう政治的なものではないと思ひます。祝日法の第一条の、日本は平和、自由といふ、こういうことを追求している日本の國民の祝日でなければならぬといふことは祝日法の第一条に書いてある。三

条しかない法律ですから、あとの二条なんといふものは、次の日これが祝日だ、こういうことを言つたり、休日だといふふうなことを言つたりするだけの話です。この第一条が一番問題なんです。これが一体、紀元節の復活のよりの形です。この場合に、第一条に該当するかどうかといふ問題が出てくるわけですか。だから、もつとそこらの点をはつきりしないと、あなたのはやはり全国の教育についてとにかく責任のある立場だ。責任過剰といふふうにも思われるような、意識過

剩ですね、やらぬでもいいようなことまでやるよ  
うな傾向もあるだけども、やはりそれにしても  
もあなたのほうでは相当それについて指導、助言  
の責任があるわけですから、大いにやってもら  
なければならぬ、その線ですね。その線をやって  
もらわなければならぬ。そういうことになると、こ  
のとならざるも少ししつかりしてもらわないと  
困ると思ふんです。それをやらぬという、あな  
たのほうで指導要領の中のとせば特別教育活動  
の問題とか、その扱いについても、これは大きな  
間違いを起さしますよ。そういうことを思いませ  
んか。どうですか。しつかりした分析をもつて新  
しいものがどうあるかという比較をし、どうい  
う点におちいるおそれがあるかないかどうかと  
いう問題、それからそれに対していま非常に支  
持している人たちの意識というよりものほうで  
で、年齢層がどうで、政治的なそれらの人たちの  
要求が何だと、そういう分析をやらぬければこれ  
はいかぬと思ふんです。そういう意味でどうで  
か、何かそれについてお答えありますか。

○説明員(山口康助君) いまおっしゃいましたこ  
とも全部総合いたしますと、明治六年、紀元節が  
設けられましたから、紀元節がどういふふうにな  
り用され、どういふ役割を果たしてきたかとい  
うことを御心配になるわけだろうと思ふます。確かに  
大日本帝國憲法の発布が明治二十二年の二月十一  
日、それから日清戦争の威海衛の陥落発表が二十  
八年の二月十一日でございます。日露戦争の宣戦  
布告が明治三十七年の二月十一日でございます。

しかし、一方また自由民権運動の拡大、あるいは  
普通選挙の拡大、治安維持法反対大会、護憲三派  
の運動、そういうものも自由の拡大あるいは  
平和を願ふ決意を示し、行動を起した日が明治  
の末年以降、大正末年、昭和初年と、年々、二月  
十一日を期して繰り返されていくことは、当時の  
新聞を見ると明らかでございます。したがいまし  
て、二月十一日紀元節というものが、当時の日本の  
国家体制ないしは雰囲気の中で非常に初めの意図  
とは違った方向に利用されたことは事実でありま

すけれども、それをもつて直ちに暗いとか明か  
いとか、一方に偏して言うことはできません。ま  
た、軍国主義につながるかと、あるいはつながら  
ないといふことも、実は今日のわれわれ次第で  
あつて、必ずどちらだと断定することはできませ  
ん。われわれが今後、日本の、たとへば建國記念  
の日をつくりました時に、これをどのようにこれ  
からの国民、日本の発展に大いに使っていくか  
といふことが、今日のわれわれに課せられた課題だ  
らうと思ふます。しかも、明治時代にあの国家体  
制の中でそういう使われ方をしたことを、そのこ  
とは事実として認めますけれども、なおかつそ  
ういふ歴史をわれわれ日本国民が過去に背負つて  
いるといふことをはつきり知ることが、今日からの  
平和と民主主義と、そういう決意のもとで日本の  
國を發展させていく、国際協調に努力していくと  
いう国民にとつて、当然私はずいぶん歴史的な背  
景といふものを教えていくといふことが必要だろ  
うと思ふます。そういう意味で祝日法第一条にも  
決して矛盾するわけございませんし、むしろそ  
ういふわれわれ日本人の過去の歩み、それも大事  
な問題を捨て、それを今後の国民教育に寛容に  
取り入れていく。そして反省すべきところは反省  
するといふ態度をとっていくことが大切だと、こ  
ういふふうにお考えしております。

○小林武君 まあここではあなたに対してはもう  
やめますが、あなたはいいことを言つたり悪いこ  
とを言つたりしてどうも一貫しとらぬ。それはし  
かしくわかりますわ。あなたにそれを言えと  
言つたて無理なんですね、しかし、どこまでも  
あなたに聞いているのは科学的な立場で聞いている  
のですけれども、しかし、それは限界があります  
からね。これは認めます。しかし、そういう限界  
のある人に聞かざるならなかつたことはまこと  
に残念。残念だけれども、しかし、責任者の大臣  
がきょうおいでにならなかつたし、齋藤さんに聞  
くと何だかだんだんおかしき言ひから、それでそ  
こへ行つたんですけれども、それで私は、矛盾し  
ない、いまの祝日法に矛盾しない。それから、こ

れはこれからあなたに嚴重にやっぱり検討しても  
らわなきやならぬ問題だといふことは、祝日法と  
矛盾しないといふ問題ね。政府原案がそのま  
ま通つていった場合です。通るか通らぬか知らぬ  
けれども、通つた場合、矛盾しないといふこと  
と、もう一つは、一体この祝日の設け方というも  
のが、歴史教育と何ら矛盾しないといふようなお  
話だ。これも重大な問題だ。あなたは日本の  
国民の負わされてきた過去のさまざまなことを習  
うといふことは、これは学習するといふことは、  
これはね、決して無駄じゃないし、たいへん大切  
なことだ。この限りにおいてはたいじょうぶなん  
だ。わざわざしかし、そのためにだね、これは國  
民ごぞつて祝わなきやならぬといふことはこれ  
は別個の問題だ。まあ学習するといふことは、私  
は過去においてしてきたことを、ただべたほめに  
やつたり、べたくさしにやつたりするといふこと  
でなく、やっぱり客観的に科学的にそういうもの  
を学習させるといふことは必要だと思ふが、あ  
なたそれをこつちにするから、どうも話がおかし  
くなるのだ。この二点だけはいいかげんなこと  
は済まされぬから、やがてあなたたちは何らか  
の形で全国の教師に対して一つの方式を出すの  
から、ひとつ十分お考え置きを願ひたい。あなた  
たちは実際の仕事におつきになる方ですからね。

なお、政務次官並びに齋藤局長にも申し上げま  
すけれども、この点についてはまだまだたくさん  
問題があるといふことは質疑の中で十分おわかり  
になつておると思ふ。自分のほうだけが正しいな  
どと、まさかよもや思つていらつしやらないと私  
は思ふ。私はいまあなたたちにどういふこととい  
ふようなことを言ひたい。教育とのかかわ  
り合ひにおいて、われわれはもつと嚴肅に、きび  
しくものを見なきやならぬといふことだけはひと  
つ十分お考え願ひたいと思ふのです。

次ですが、これは安井総務長官にお尋ねをいた  
しますが、どうなんでしょう、安井長官はこうい  
ふ心配はお持ちにならぬでしょうか。何でも二、  
三日前に、教習屋橋で何かハンストか何かやら  
れた方があると聞いているのです。新聞には  
ちよつと見なかつたけれども、やられた方は神道  
諸派に所属する方、それからキリスト教関係の  
方、それからもう一つは仏教ですが、たしか口  
蓮宗の關係の方、これちよつと聞いたんです。こ  
れは私が行ってみたんじゃないですから、聞いた  
ことですから。これはですね、なかなか私は重大  
なことだと思ふのです。なぜ反対なされてい  
るのかといふことね。で、こういう問題は、どうな  
らうか。たとへばはつきりした、この古代國  
家ができた時期をやるのだといふことであれば、  
かなりこれは事実を即している神代の昔の何だ  
と、神社神道の一体言つていふことを皆が信仰せ  
いといふようなこと、あるいはそれを正しとし  
てみんなやれといふことになると、それは宗教  
者の間では非常なこれは問題が出てくる。これら  
の人の陳情などを受けられて、大臣としては、こ  
れはどうなんですか。どうもこういうこの哲學的、  
神學的問題点まで、國が一つの方針を出して祝日  
としてやるというふうなことは行き過ぎではない  
かといふことが反対の方々のあれだと思ふ。そ  
ういふ点はどうですか。どういふふうにお考えに  
なつておりますか。

○國務大臣(安井謙君) 私どもこの二月十一日  
がきまるといふことによつて、これがまたい  
王政復古になるとか、軍国主義に結びつくとい  
たような点のないように、いまも御注意があつた  
ように十分な戒慎はしなければならぬと思ひま  
す。これは宗教的な立場でいろいろ御見解もあ  
りでありかと思ひます。宗教的な立場でいろ  
いろな御見解をお立てになる、これはまたいま  
由でございますから、そういう点についてや  
かか申すつもりはありません。ただ、日本の建國  
を象徴する日としていろいろな諸般の状況を考  
へるならば、二月十一日という日が好ましいんじ  
やないかといふふうには、全体を総合的に考  
えておるわけでありまして、それに対して、學  
說的に異説をお唱へになることも自由であらう  
と思ひます。また、その主張の上でこれは自分  
たちは納得でき

また、その主張の上でこれは自分たちは納得でき





「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 静岡県富士市平垣一六 金刺澄子  
外四十四名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第三〇一六号 昭和四十一年六月十七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(十五通)

請願者 茨城県水戸市大町三ノ二ノ四三  
小沢千代子外百二十八名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二八九二号 昭和四十一年六月十一日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区久我山一ノ三一一  
八幡一郎外百四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第二九一四号 昭和四十一年六月十三日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都練馬区小竹町二ノ六七 甘  
粕静枝外二十九名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第二九一五号 昭和四十一年六月十三日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都調布市金子町一、一七六  
富永利一外四十四名

紹介議員 辻 武寿君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第二九六二号 昭和四十一年六月十五日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 名古屋市中村区大秋町四ノ五九  
栗木妙子外百八十八名

紹介議員 横川 正市君

二月十一日を建国の日とするの項を含む「国民  
の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」に  
反対である。

理由

二月十一日は、旧大日本帝国憲法発布の日であ  
り、この日を建国記念の日とする事は、戦後よ  
うやく育つた民主主義の精神を破壊するものであ  
り、憲法に保障された国民の思想及び信仰の自由  
をおびやかすものである。

第二九六三号 昭和四十一年六月十五日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都調布市下布田町一、〇三三  
石川方 鶴巻由美子外二十四名

紹介議員 春日 正二君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二九六四号 昭和四十一年六月十五日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都調布市上布田二三 渡辺軍  
司外二十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二九六五号 昭和四十一年六月十五日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都調布市深大寺町二、五二三  
加賀山敬人外二十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二九六六号 昭和四十一年六月十五日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願(四通)

請願者 東京都北区東十条一ノ八平安荘内  
下平秀夫外百三十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二九九五号 昭和四十一年六月十七日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願(四通)

請願者 東京都日野市多摩平公園住宅一四  
七ノ五 小松良郎外三百十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二九六二号と同じである。

第三〇一七号 昭和四十一年六月十七日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区葛西一ノ三九六  
須賀近子外三十六名

紹介議員 林 塩君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第三〇七一号 昭和四十一年六月二十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願(二通)

請願者 東京都港区赤坂永川町五二 名見  
崎真三郎外百九十一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第三〇七二号 昭和四十一年六月二十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願(四通)

請願者 東京都世田谷区上北沢三ノ一、一  
九四 中村安子外百十八名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第三一七三号 昭和四十一年六月二十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都文京区西片二ノ五ノ一四  
太田秀道外八十一名

紹介議員 浅井 亨君

この請願の趣旨は、第二九六二号と同じである。

第三一七四号 昭和四十一年六月二十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡指扇町梅園三ノ九  
ノ二 大江一道外百十二名

紹介議員 鬼木 勝利君

この請願の趣旨は、第二九六二号と同じである。

第三一七五号 昭和四十一年六月二十日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
反対に関する請願

請願者 東京都大田区田園調布二ノ三八ノ  
一〇 三島一外六十五名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第二九六二号と同じである。

第二八九八号 昭和四十一年六月十三日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 和歌山市大田五七八 野村喜一外  
三百三十六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二八九九号 昭和四十一年六月十三日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 宮崎県西諸郡高原町大字浦牟川  
一、一九四 大垣スミエ外三百九  
十九名

紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇〇号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 熊本県下益城郡松橋町曲野二、五  
二四 高野勉外五百九十九名  
紹介議員 藤田藤太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇一号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 兵庫県芦屋市打出西蔵町四三 中  
井帯夫外千三百五名  
紹介議員 成瀬 幡治君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇二号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 鹿児島県垂水市田神七〇 上瀬兼  
信外千二百七十一名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇三号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 兵庫県三原郡西淡町湊五四四 北  
井寛郎外千二百五十名  
紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇四号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 千葉県安房郡富山町平久里中一、  
二八八 明石静夫外千四百五十六  
名  
紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
第二九〇五号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 兵庫県西宮市山口町上山口六九七  
加治都志子外七百四十二名  
紹介議員 千葉千代世君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇六号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 宮崎県日南市吾田一里松二、一五  
七 池田幸子外七百九十九名  
紹介議員 岡 三郎君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇七号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 宮崎県日向市白知屋公園通 園田  
美智代外八百六十名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇八号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 熊本市大和町五六 斉藤和子外六  
百九十九名  
紹介議員 加藤シヅエ君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九〇九号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 千葉県安房郡天津小湊町天津 清  
水享外千四百四十三名  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九一〇号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 和歌山市吹上中橋筋一 上野平

養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町一漢四八  
五ノ一 内田利造外千二百二十六  
名  
紹介議員 林 虎雄君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九一一号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 兵庫県川西市西畦野杉坂二 野原  
貞雄外千三百七十三名  
紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九一二号 昭和四十一年六月十三日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 熊本県玉名市下一、六九八 九町  
孝一外六百三十八名  
紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九一七号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願  
請願者 千葉県館山市館山一、三四八 宇  
野豊一外二百九十九名  
紹介議員 鈴木 壽君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九二八号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願  
請願者 宮崎県都城大字横市養原(中  
島信一外三百九十九名  
紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九二九号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願  
請願者 和歌山市吹上中橋筋一 上野平

四郎外三百二十一名  
紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九三〇号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 福井県武生市昭和町 山本留吉外  
六百四十六名  
紹介議員 森 勝治君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九三二号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 福井県三方郡三方町鳥浜 今川嘉  
直外六百八十三名  
紹介議員 渡辺 勘吉君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九三三号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 福井県敦賀市神楽町一丁目 今川  
直樹外七百九十三名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九三三三号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 富山県高岡市小川五六四 牧平八  
郎外千三百二十九名  
紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九三三三三号 昭和四十一年六月十四日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 兵庫県姫路市余部区上余部五〇  
鈴木信男外千三百九十九名  
紹介議員 伊藤 顕道君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九四七号 昭和四十一年六月十五日受理  
養護教諭必置等に関する請願  
請願者 千葉市松波四ノ一九ノ一六 小高  
彦之丞外三百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 鈴木 壽君

第二九七五号 昭和四十一年六月十六日受理  
養護教諭必置等に関する請願  
請願者 千葉県館山市州崎一、二四八ノ三  
田辺幸次外三百七十三名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 鈴木 壽君

第二九七六号 昭和四十一年六月十六日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 兵庫県水上郡水上町香良七四八  
足立昭保外六百六十四名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 千葉千代世君

第二九七七号 昭和四十一年六月十六日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 福井県坂井郡三国町平木 田辺繁  
夫外六百七十二名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 柳岡 秋夫君

第二九九一号 昭和四十一年六月十七日受理  
養護教諭必置等に関する請願  
請願者 千葉県館山市北条一、四三九 北  
川初江外三百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 鈴木 壽君

第二九九二号 昭和四十一年六月十七日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 兵庫県美方郡温泉町千原九二〇

井上英雄外千四百四十五名  
紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二九三三号 昭和四十一年六月十七日受理  
養護教諭必置等に関する請願(四通)  
請願者 和歌山県田辺市榊屋町一六〇 岡  
崎ニキエ外千六百十六名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 鈴木 力君

第三〇七三三号 昭和四十一年六月二十日受理  
養護教諭必置等に関する請願  
請願者 鹿児島県川内市西開町二〇ノ一  
切手信晴外三百三名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 鈴木 力君

第三一七二二号 昭和四十一年六月二十日受理  
養護教諭必置等に関する請願(二通)  
請願者 熊本県球磨郡多良木町六九〇ノ一  
東園子外七百四十三名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。  
紹介議員 大河原 次君

第二九三二二号 昭和四十一年六月十三日受理  
国立看護大学設置に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神宮前五ノ八社団法  
人日本看護協会会長 金子光

紹介議員 鶴岡 哲夫君  
国立看護大学の設置を昭和四十二年度において必ず実現された。

理由  
国民の健康を増進し、疾病の治療効果を発揮するために現代医学の進歩に伴う高度の技術と判断力を有する看護婦養成の必要性については一般社会からも強く要請されている今日、国立の看護大学が一校もないことはまことに遺憾である。

第二九二三号 昭和四十一年六月十三日受理  
看護教員養成機関設置に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神宮前五ノ八社団法  
人日本看護協会会長 金子光

紹介議員 鶴岡 哲夫君  
大学課程による看護教員養成機関を設置された

理由  
医療の高度化に伴い、有能な看護婦の必要性からその看護婦養成機関は増加しているにもかかわらず、これらに関する看護教員養成機関は非常に不足している。

第二九二四号 昭和四十一年六月十三日受理  
看護短期大学の教育年限に関する請願  
請願者 東京都渋谷区神宮前五ノ八社団法  
人日本看護協会会長 金子光

紹介議員 鶴岡 哲夫君  
高等学校衛生看護科卒業生で、准看護婦有資格者が看護婦国家試験受験資格取得のために入学する課程を短期大学とする場合は、その教育年限を三箇年とされた。

第二九三八号 昭和四十一年六月十四日受理  
中学校の音楽教育充実に関する請願  
請願者 京都市北区大將軍西鷹司町六二  
佐々木博隆

紹介議員 植木 光教君  
中学校における音楽教育が所期の目的を十分に達成でき、質、量とも更に充実したものになるよう格別の配慮と考察をされた。

理由  
一、心身とも不安定期にあるとともに安定期に成長する人生の最も大切な時期である中学校生徒の年代に、情操教育ことに音楽教育を施すことは、個人の特性を伸ばし、協調性を養うのに最も効果的であると思われる。  
二、豊かな人間性を養うため、音楽表現に必要な

技術や創造力を得させ、古今内外の美しい音楽に親しませることによつて音楽を生活に生かし、日常の豊かな暮らしを得させるには、前期中等教育において全生徒に対して最低週二時間の充実した音楽教育内容が計画され実施されることが必要である。

第二九七一号 昭和四十一年六月十六日受理  
各種学校教育改善に関する請願  
請願者 大阪府西淀川区大和田西一ノ九八  
修成建設専門学校内 鎌谷一二外  
九百五十五名

紹介議員 北島 教真君  
この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。

第二九四四号 昭和四十一年六月十七日受理  
重度肢体障害者の教育、福祉、更生施設に関する請願(三通)

請願者 熊本市春竹町春竹九〇二 中村繁  
雄外百十三名  
紹介議員 中村 正雄君  
この請願の趣旨は、第二六五八号と同じである。

第三〇一八号 昭和四十一年六月十七日受理  
学校武道の履習要領改善に関する請願  
請願者 神奈川県返子市新宿一、九九〇  
正力松太郎

紹介議員 北島 教真君  
学校武道(柔道、剣道、すもう、弓道、なぎなた、空手、合気道等)の履習要領改善のため、左記事項の実現を図らる。

一、「格技」という植民地的表現の名称を「武道」と改めること。  
二、小学校第四学年以上に週一時間以上すもう、柔道、剣道の初歩を必修せしめること。  
三、中学校の体育教科の内容をスポーツ領域、武道領域、保健領域に改め、武道領域に三箇年を

通じて最低一時間を必修せしめること。

四、高等学校の体育教科の内容をスポーツ科目、武道科目、保健科目に改め、武道科目に三箇年を通じて最低週一時間を必修せしめること。  
五、右各項に対する施設、設備の充実をはかること。

六、右各項に対する武道指導者を養成すること。

理由

武道は明治以来、多くの先覚の努力により、わが国の学校教育内容として、漸次その重要性が認められ、昭和十八年には小学校から大学に至るまで正科必修として系統的な武道指導体制が整えられ、中等学校においては、武道に週二時間が割り当てられることになった。しかるに昭和二十一年時局の急転に伴い武道の授業中止のやむなきに至つたのであるが、その後状勢の回復に伴つて、武道の国民教育における役割の重要性が認められ柔道、剣道、すもうについていえば、中学校においては昭和三十七年以來、高等学校においては昭和三十八年以來正科選択必修として実施されるようになつた。しかしそれはいずれも中沢的なものであつて、すもう、柔道、剣道を格技の名称でまとめ、その格技に割当てられた時間数は三箇年を通じて中学校十二から二十五時間、高等学校十六から四十七時間という名目ばかりの正科必修であつて、これでは十分な効果をあげることが困難であり、現下青少年の爆発的な武道に対する要求を充たし得ないばかりでなく、正しい武道の普及をそこねるおそれがある。

第三〇一九号 昭和四十一年六月十七日受理

学校武道の履習要領改善に関する請願

請願者 東京都新宿区南元町六 木村篤太郎

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第三〇一八号と同じである。

第三〇四一號 昭和四十一年六月十八日受理

学校武道の履習要領改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川等々力一ノ二 六 赤城宗徳  
紹介議員 笹森 順造君  
この請願の趣旨は、第三〇一八号と同じである。

第三〇四二号 昭和四十一年六月十八日受理

学校武道の履習要領改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原町四ノ三四ノ四 永野重雄

紹介議員 内藤蒼三郎君

この請願の趣旨は、第三〇一八号と同じである。

第三一七六号 昭和四十一年六月二十日受理

学校武道の履習要領改善に関する請願

請願者 茨城県古河市大字古河五、七四六 佐藤洋之助

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第三〇一八号と同じである。

昭和四十一年七月七日印刷

昭和四十一年七月八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局